

# 4 資料編

---



## 第 17 章 擁壁の標準断面図

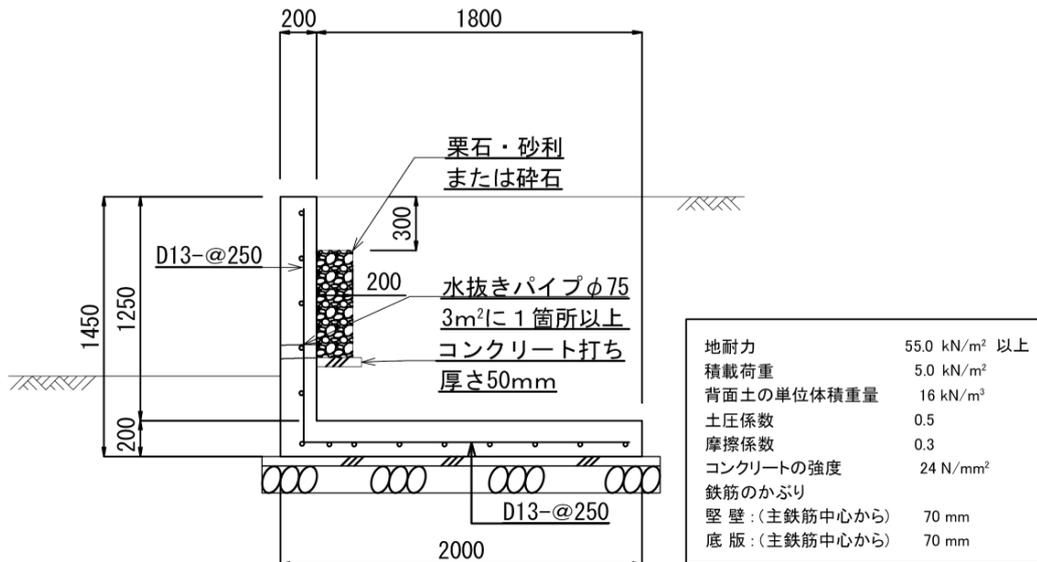
### 17.1 鉄筋コンクリート造擁壁の標準断面図

以下の標準断面図を使用する場合は、構造計算を不要とする。

L 型 H=1.45m

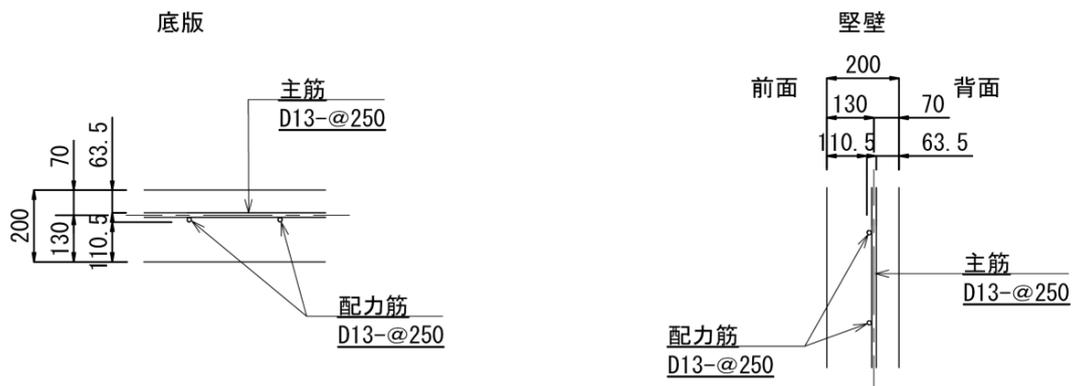
#### 標準断面図

S=1:40



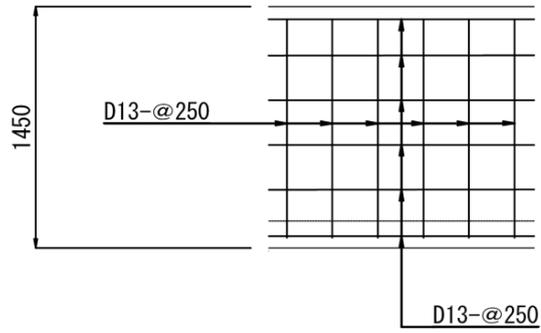
#### かぶり詳細図

S=1:20



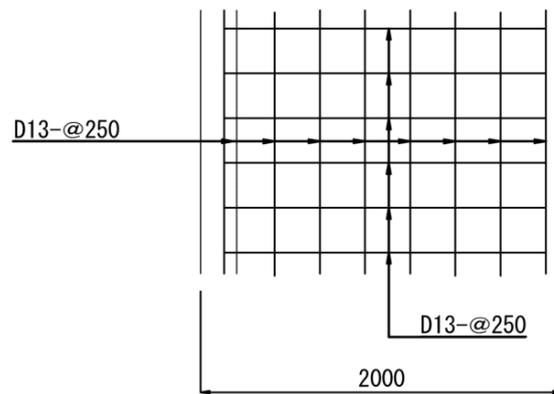
### 堅壁配筋図

S=1:40



### 底板配筋図

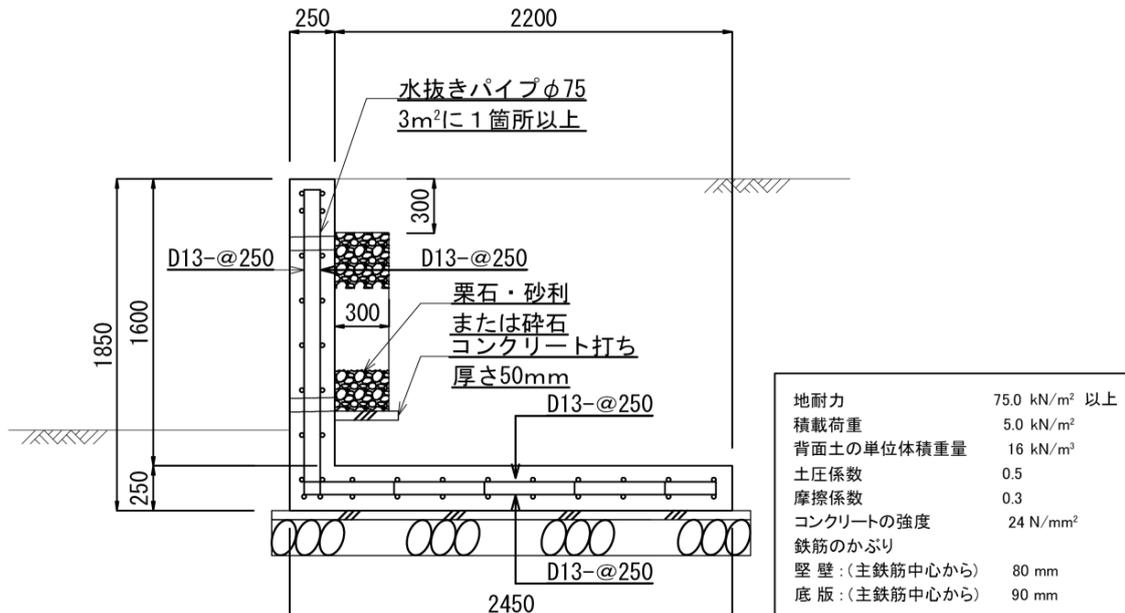
S=1:40



L型 H=1.85m

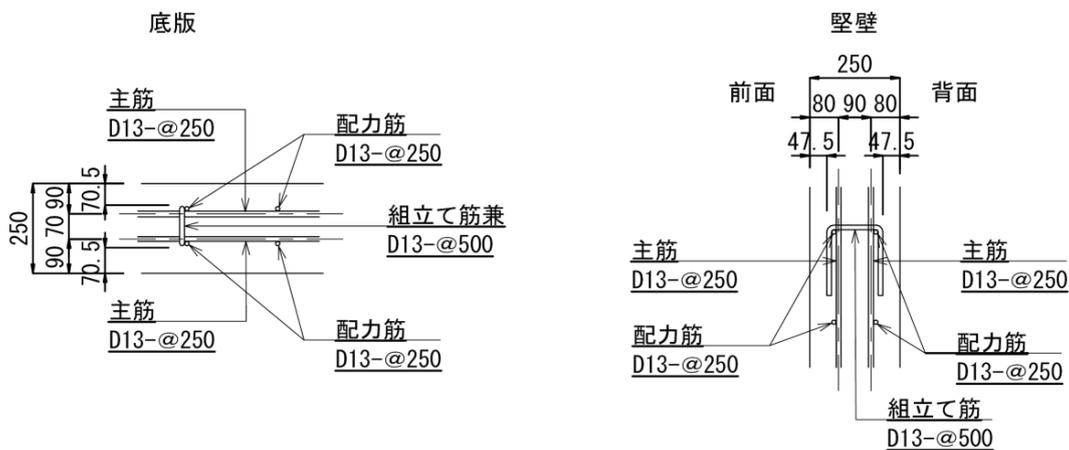
### 標準断面図

S=1:40



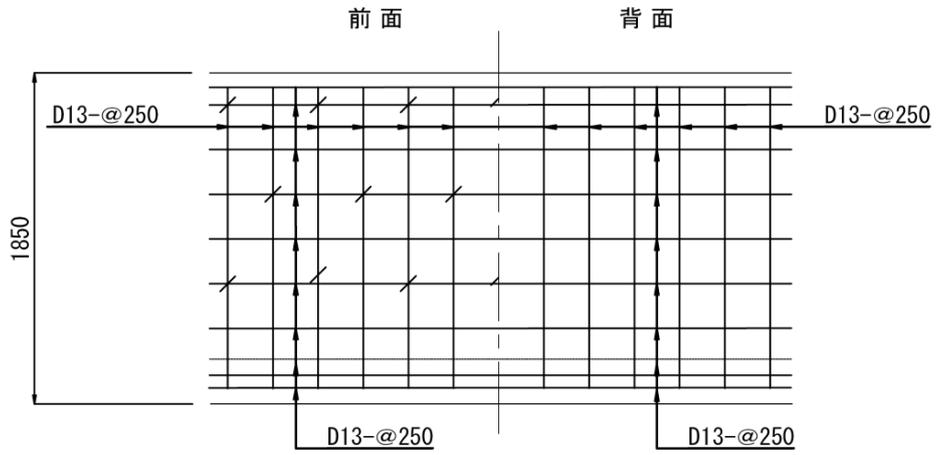
### かぶり詳細図

S=1:20



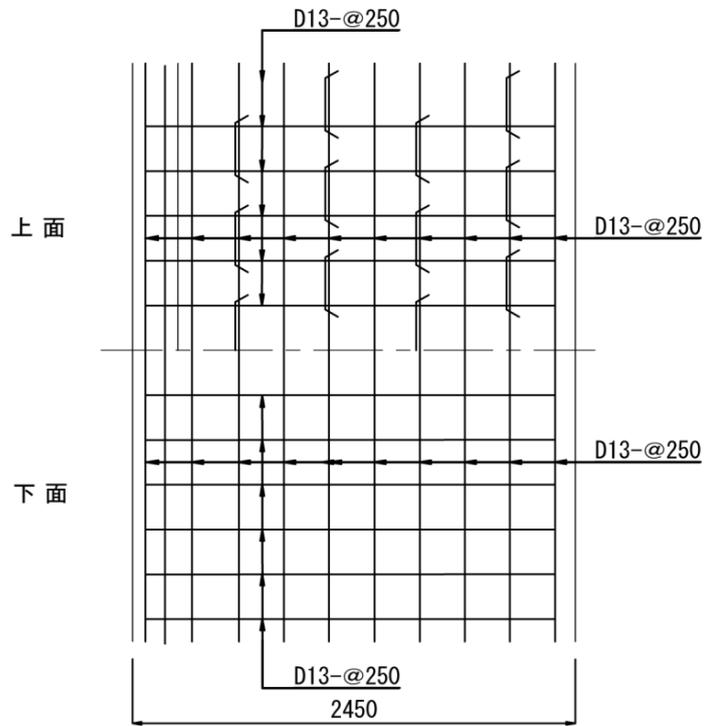
### 堅壁配筋図

S=1:40



### 底版配筋図

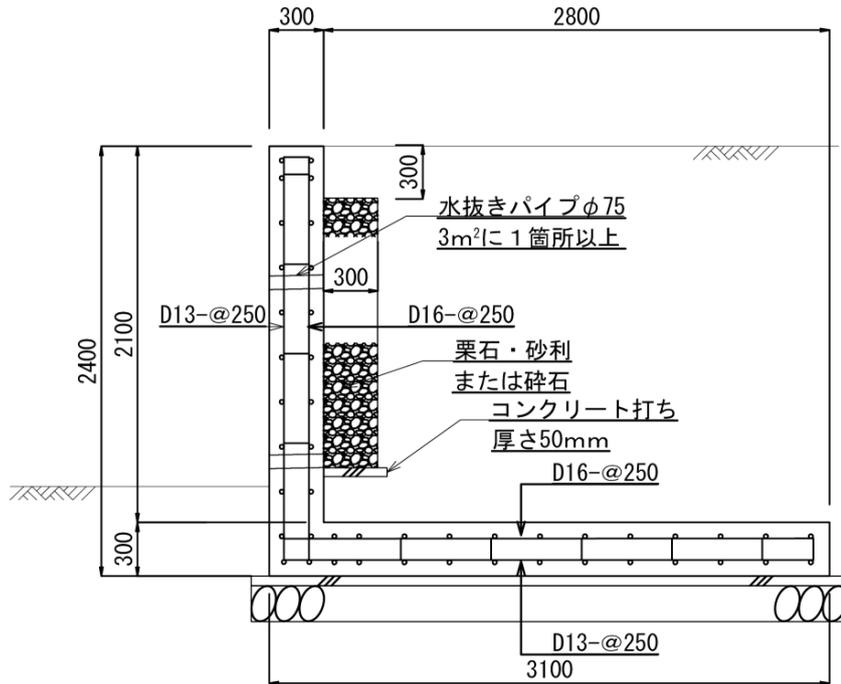
S=1:40



L型 H=2.40m

### 標準断面図

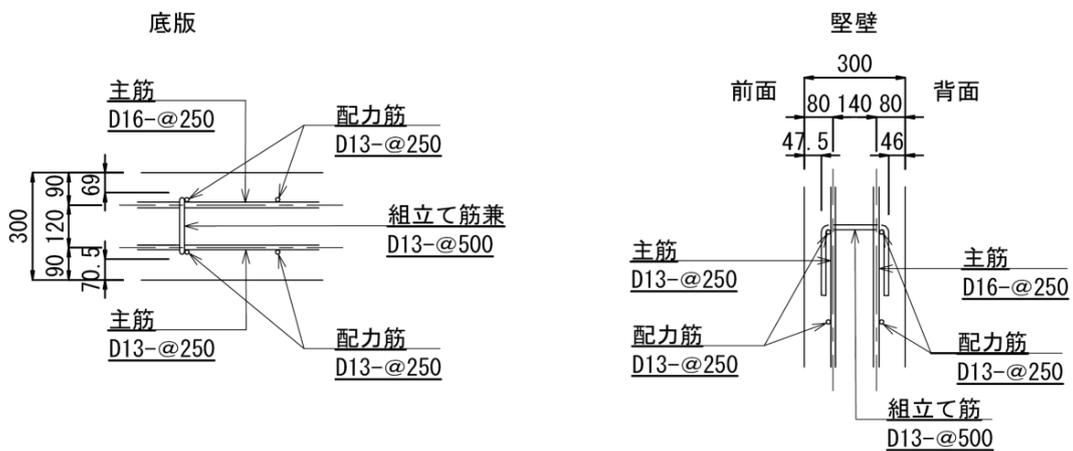
S=1:40



地耐力	90.0 kN/m <sup>2</sup> 以上
積載荷重	5.0 kN/m <sup>2</sup>
背面土の単位体積重量	16 kN/m <sup>3</sup>
土圧係数	0.5
摩擦係数	0.3
コンクリートの強度	24 N/mm <sup>2</sup>
鉄筋のかぶり	
堅壁：(主鉄筋中心から)	80 mm
底板：(主鉄筋中心から)	90 mm

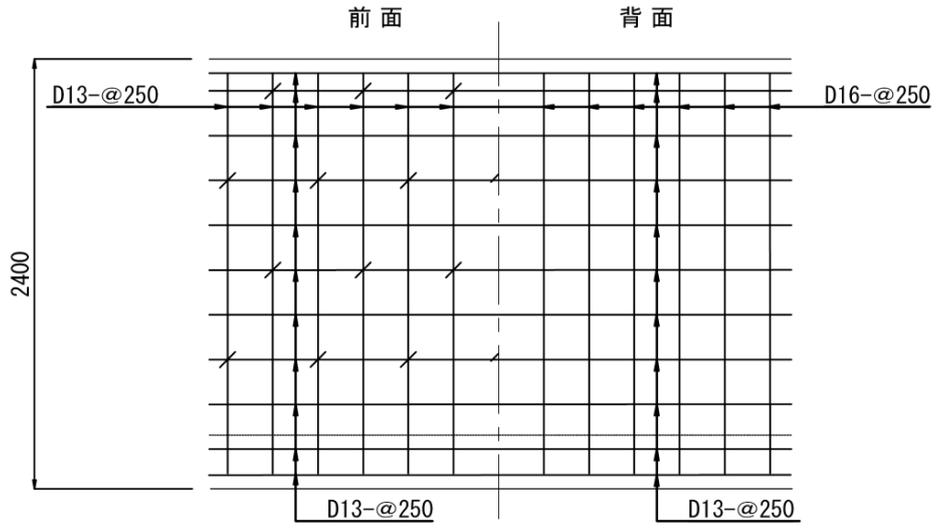
### かぶり詳細図

S=1:20



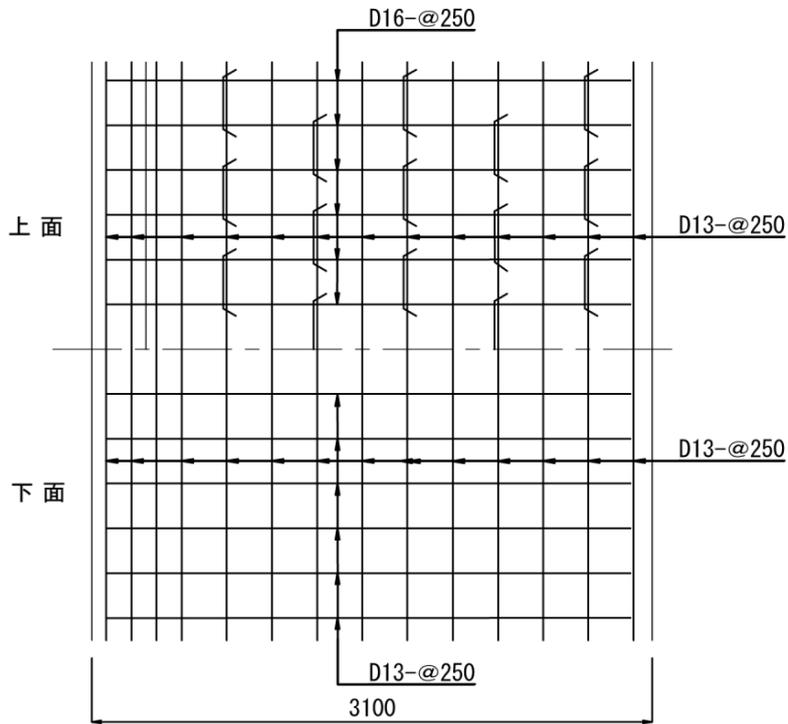
### 堅壁配筋図

S=1:40



### 底版配筋図

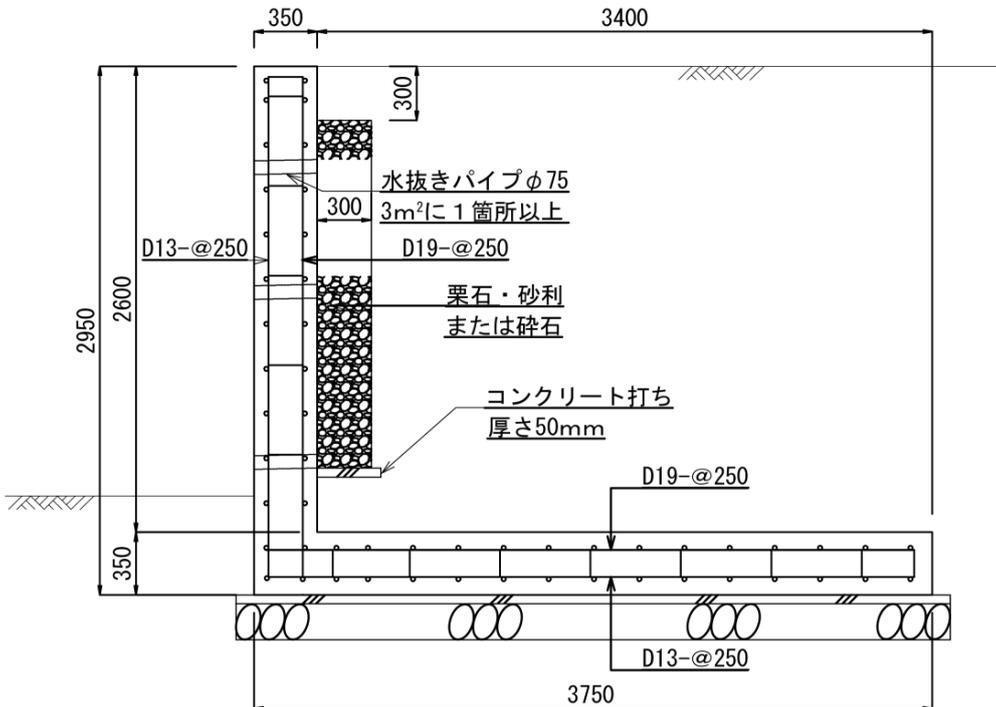
S=1:40



L型 H=2.95m

### 標準断面図

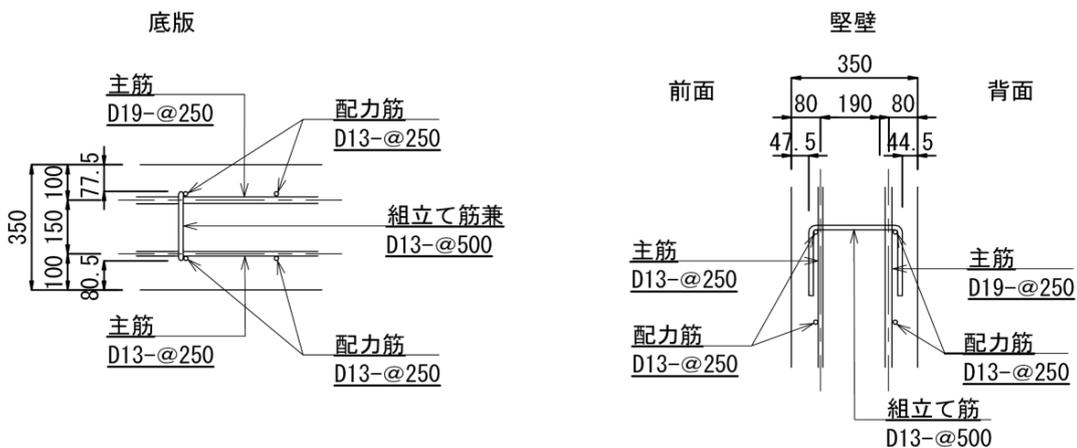
S=1:40



地耐力	110.0 kN/m <sup>2</sup> 以上
積載荷重	5.0 kN/m <sup>2</sup>
背面土の単位体積重量	16 kN/m <sup>3</sup>
土圧係数	0.5
摩擦係数	0.3
コンクリートの強度	24 N/mm <sup>2</sup>
鉄筋のかぶり	
壁：(主鉄筋中心から)	80 mm
底板：(主鉄筋中心から)	100 mm

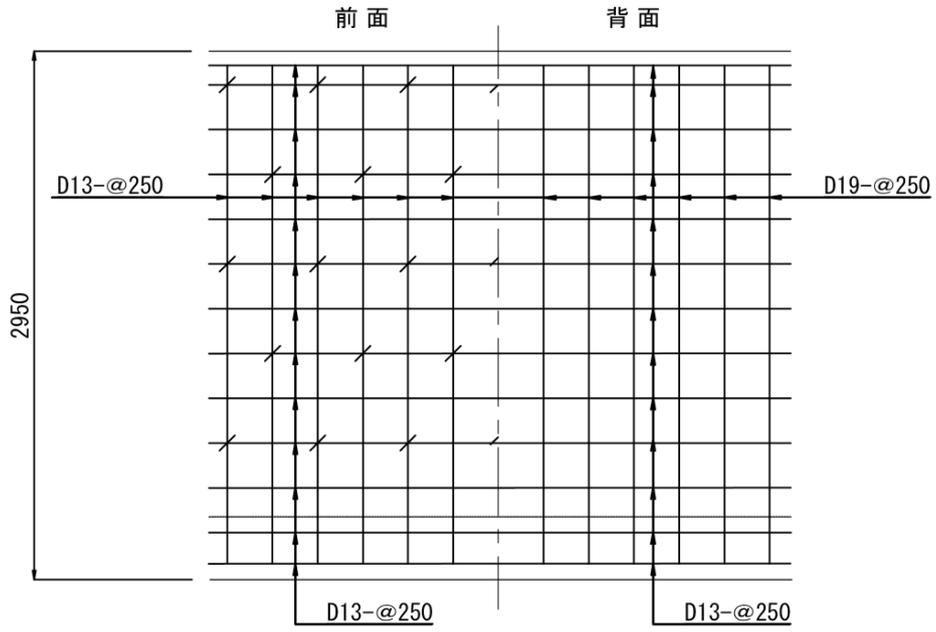
### かぶり詳細図

S=1:20



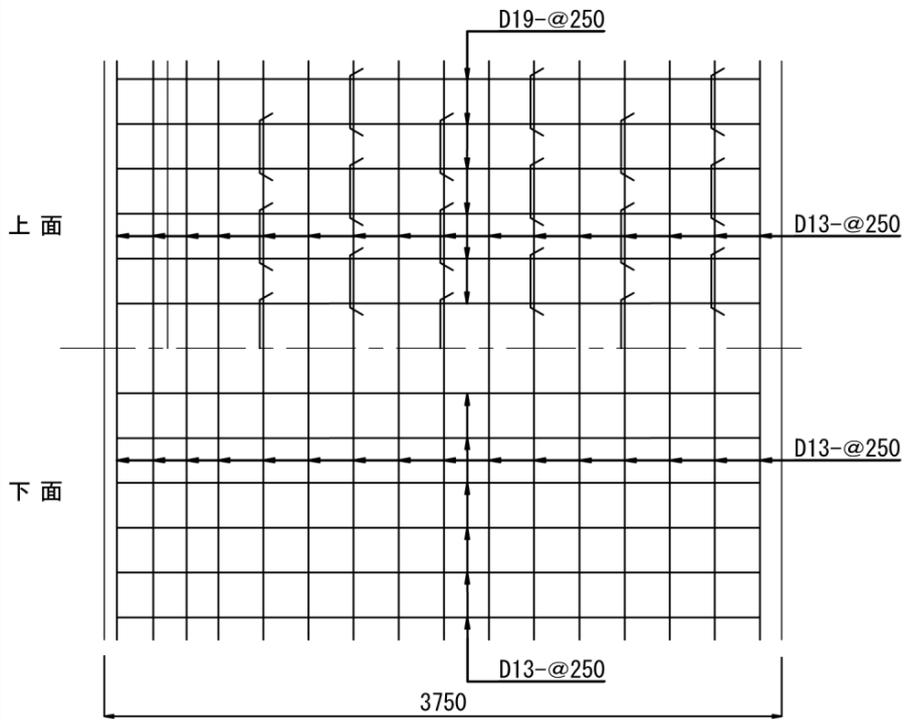
### 豎壁配筋圖

S=1:40



### 底板配筋圖

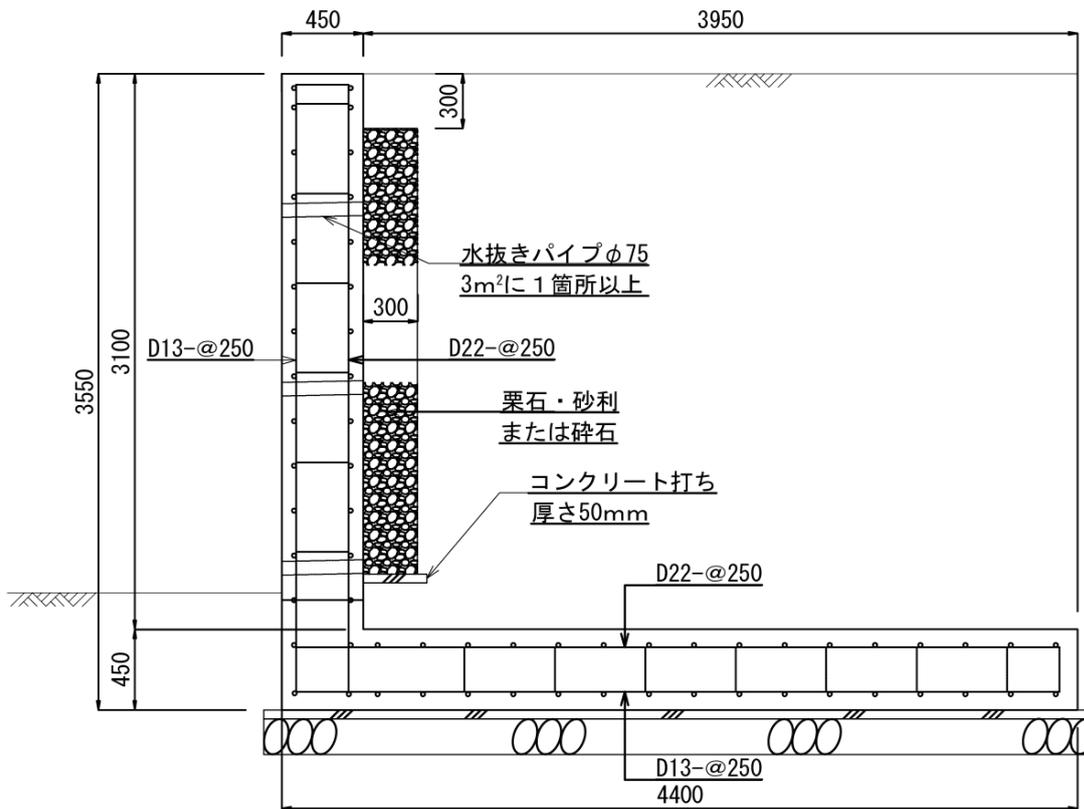
S=1:40



L型 H=3.55m

### 標準断面図

S=1:40



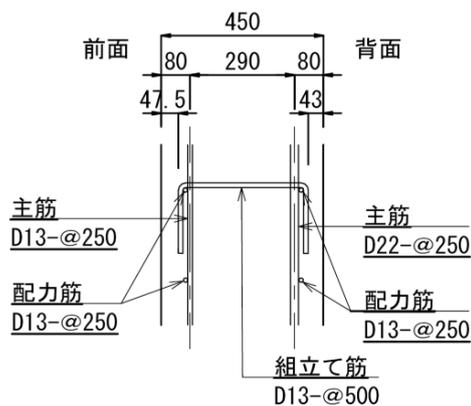
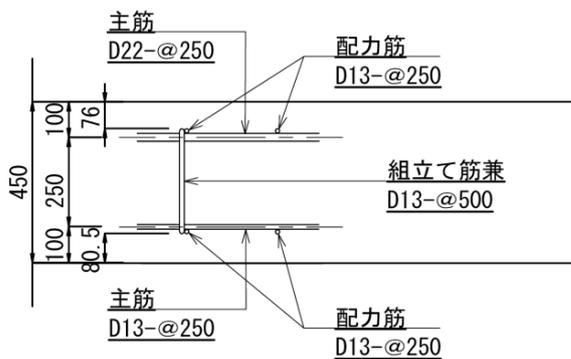
地耐力	125.0 kN/m <sup>2</sup> 以上
積載荷重	5.0 kN/m <sup>2</sup>
背面土の単位体積重量	16 kN/m <sup>3</sup>
土圧係数	0.5
摩擦係数	0.3
コンクリートの強度	24 N/mm <sup>2</sup>
鉄筋のかぶり	
壁：(主鉄筋中心から)	80 mm
底版：(主鉄筋中心から)	100 mm

### かぶり詳細図

S=1:20

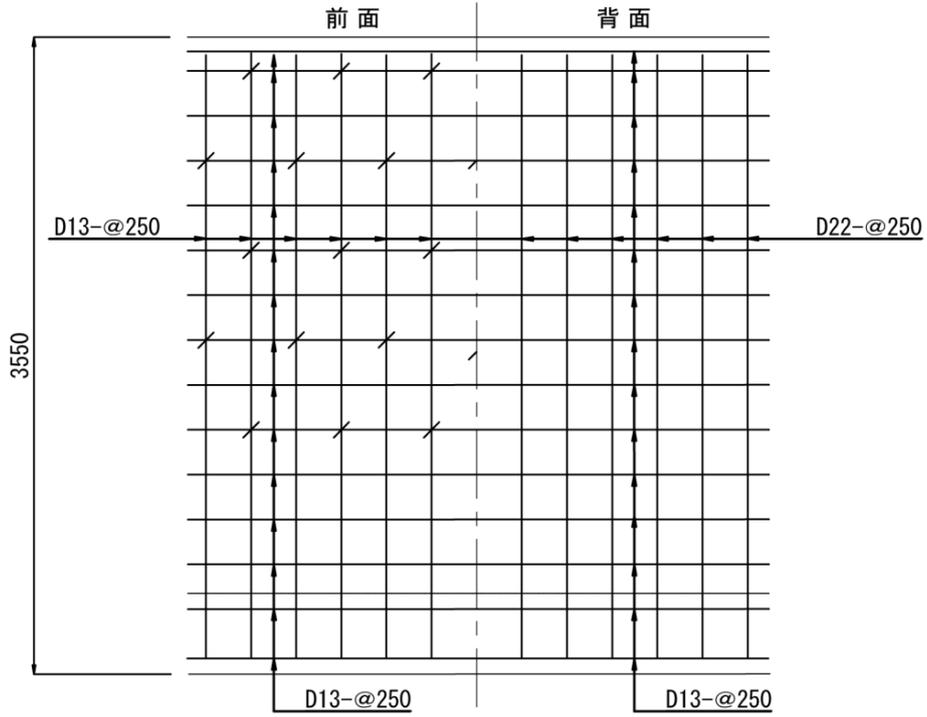
底版

壁



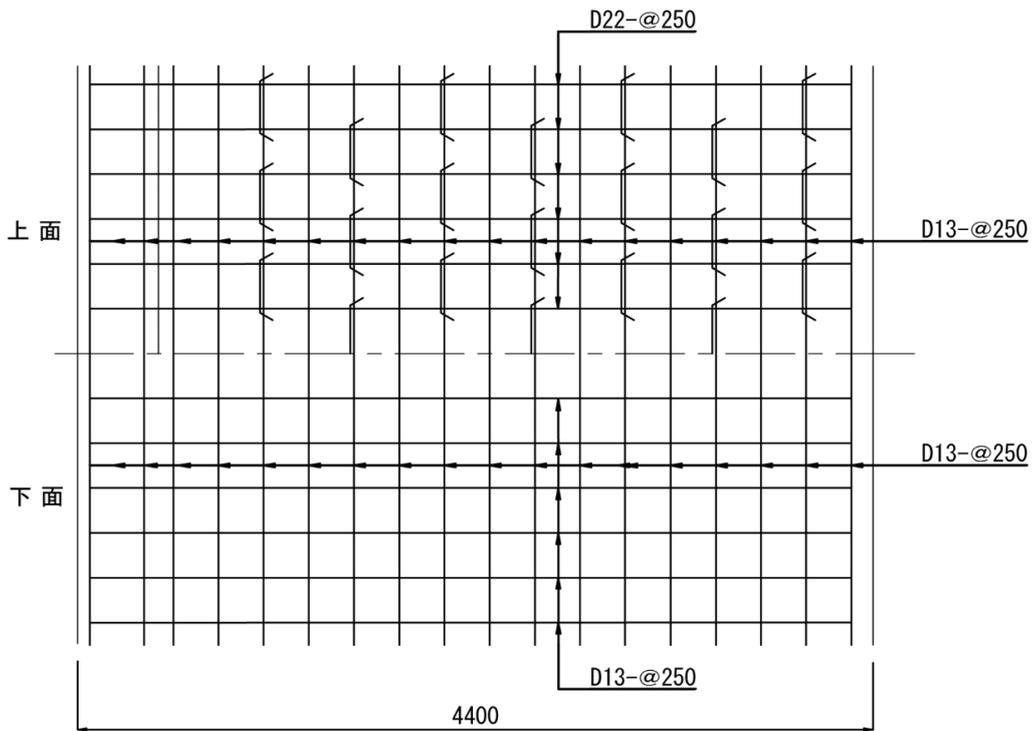
### 堅壁配筋図

S=1:40



### 底版配筋図

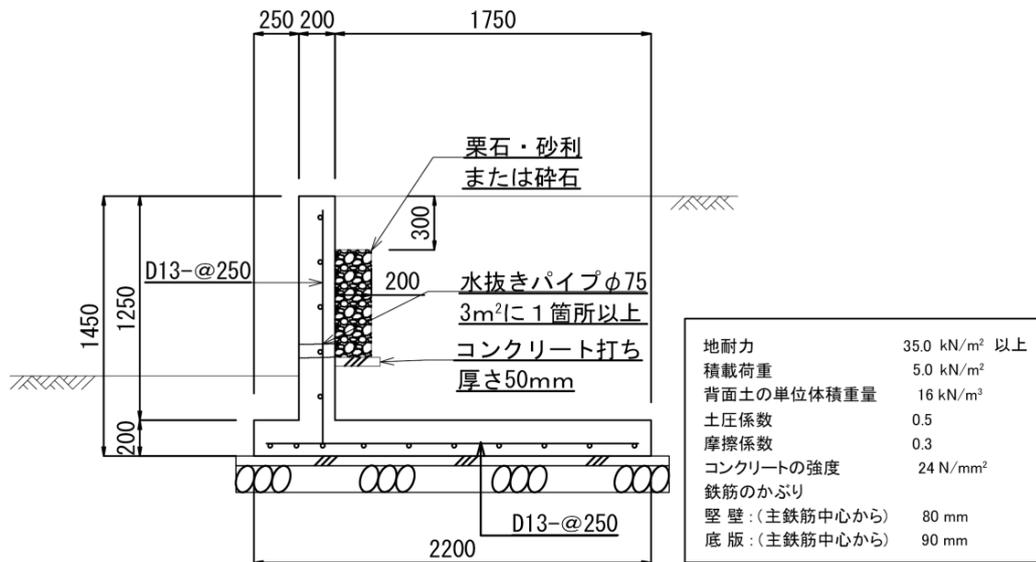
S=1:40



逆 T 型 H=1.45m

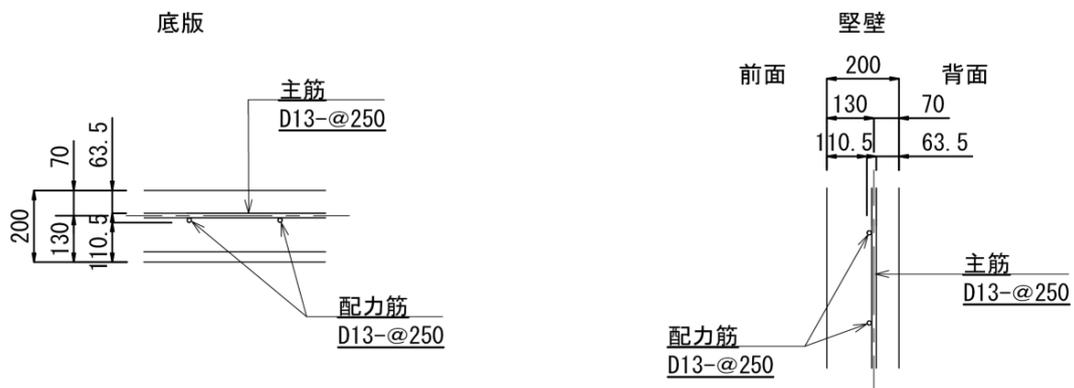
### 標準断面図

S=1:40



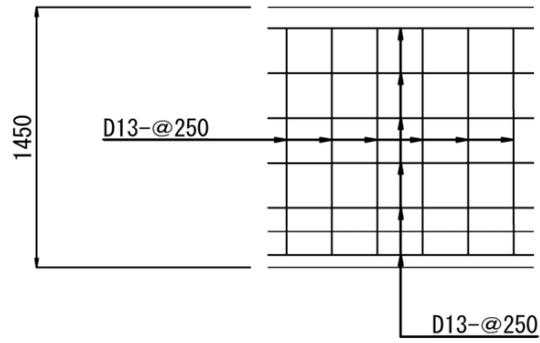
### かぶり詳細図

S=1:20



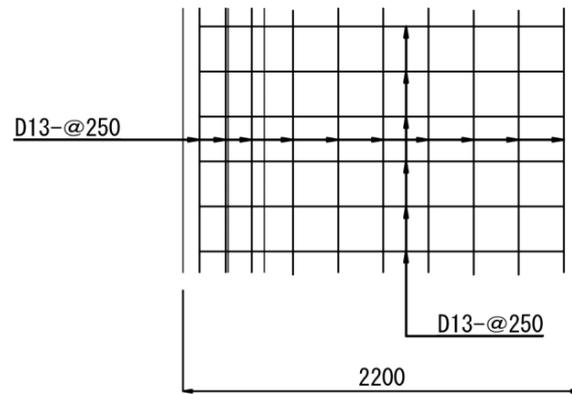
### 堅壁配筋図

S=1:40



### 底板配筋図

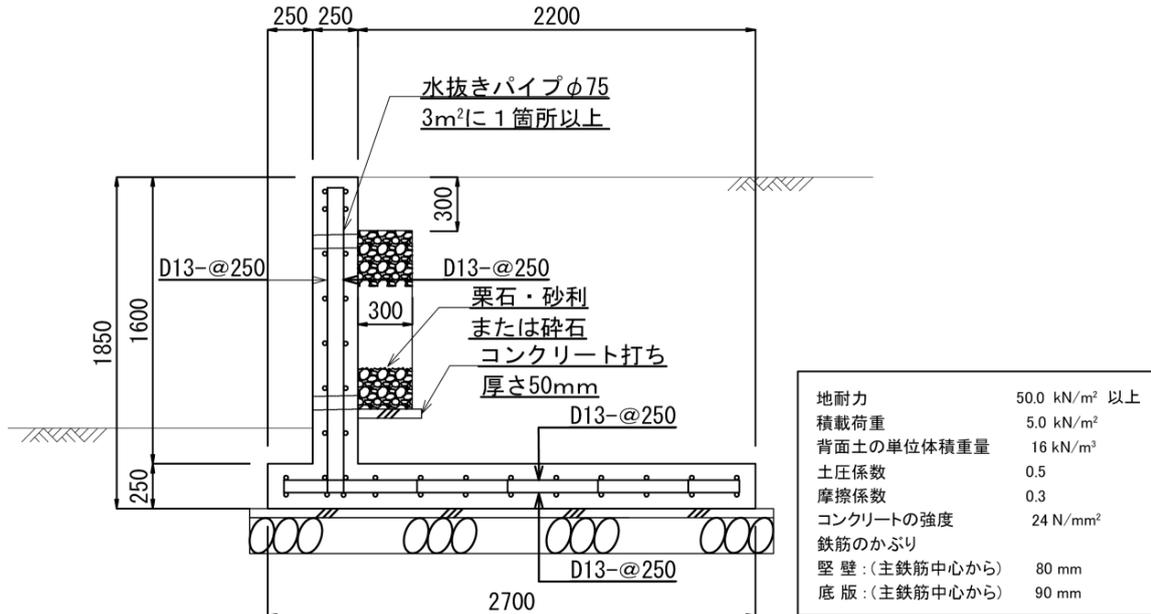
S=1:40



逆 T 型 H=1.85m

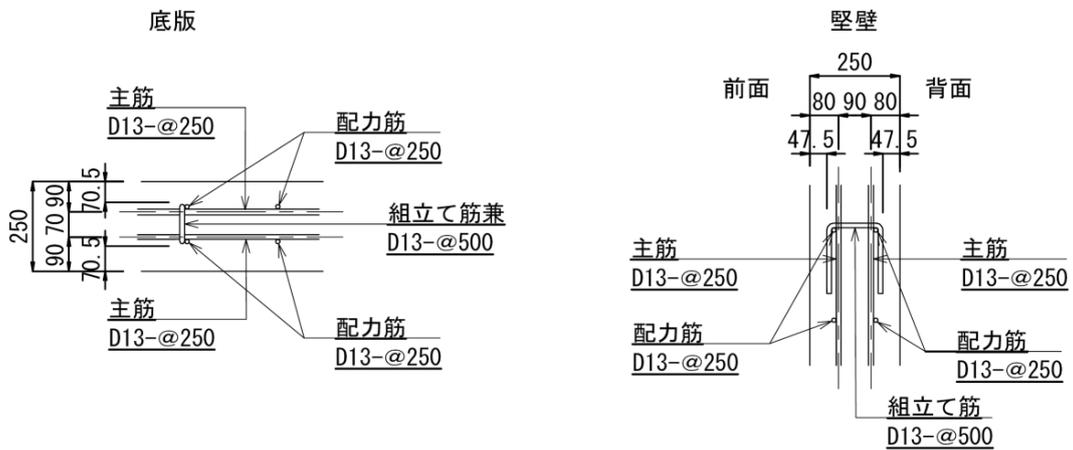
### 標準断面図

S=1:40



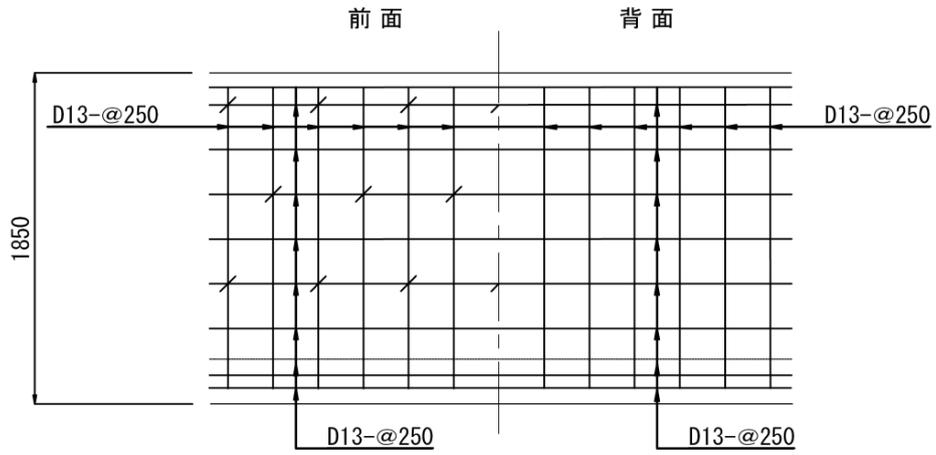
### かぶり詳細図

S=1:20



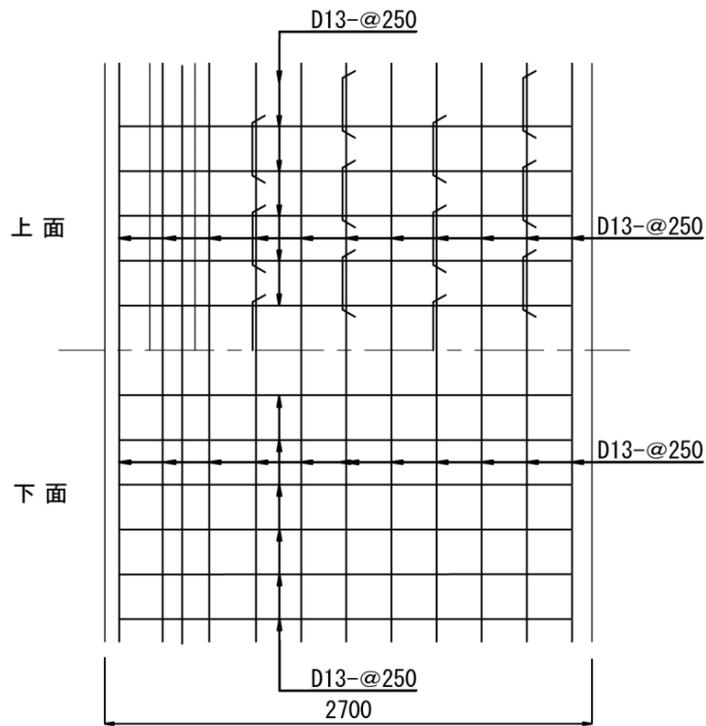
### 堅壁配筋図

S=1:40



### 底版配筋図

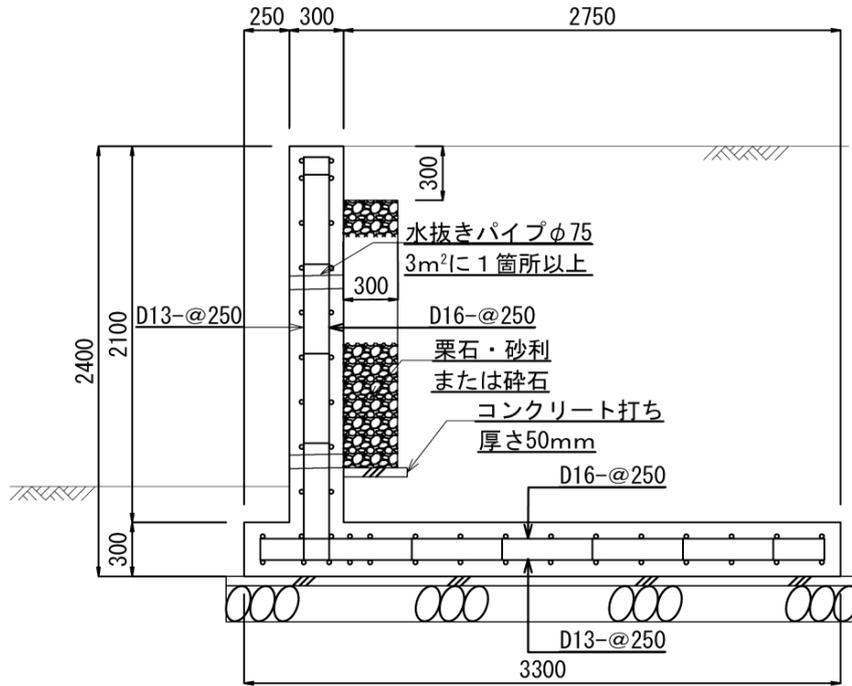
S=1:40



逆T型 H=2.40m

### 標準断面図

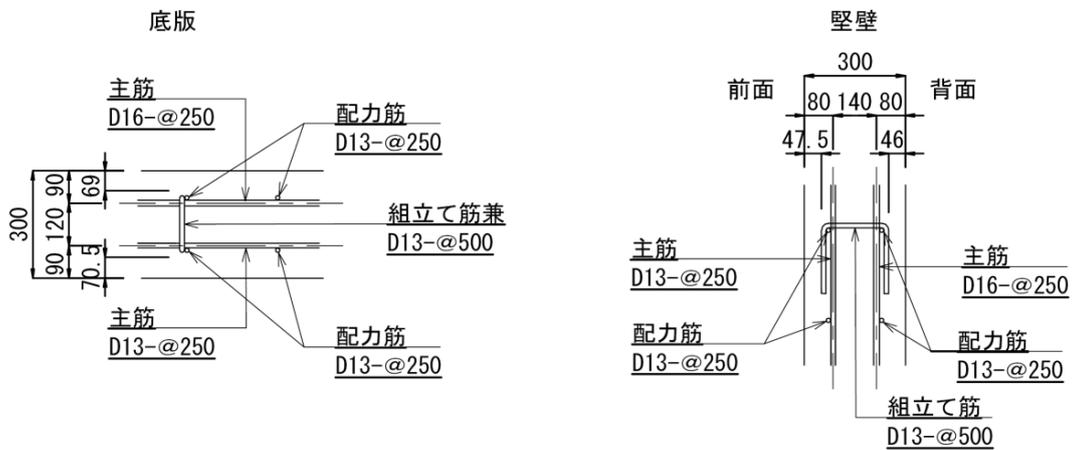
S=1:40



地耐力	65.0 kN/m <sup>2</sup> 以上
積載荷重	5.0 kN/m <sup>2</sup>
背面土の単位体積重量	16 kN/m <sup>3</sup>
土圧係数	0.5
摩擦係数	0.3
コンクリートの強度	24 N/mm <sup>2</sup>
鉄筋のかぶり	
堅壁：(主鉄筋中心から)	80 mm
底板：(主鉄筋中心から)	90 mm

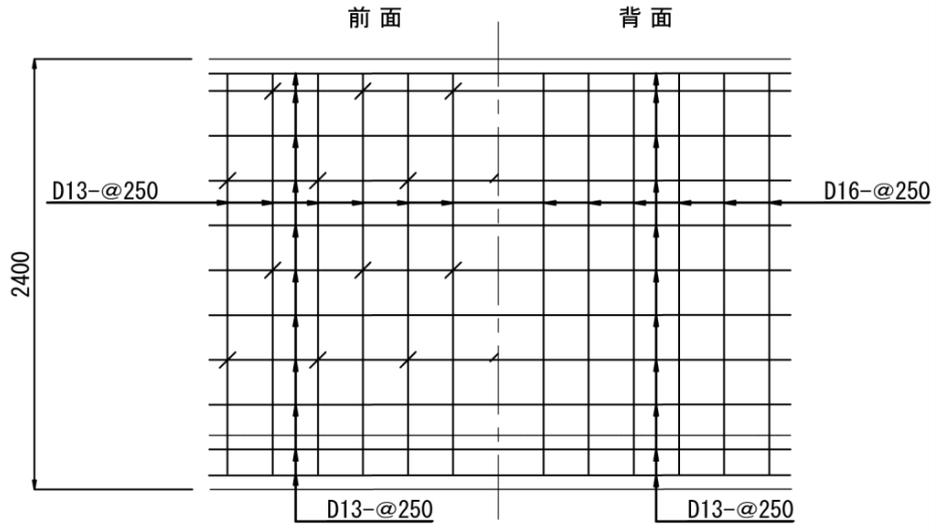
### かぶり詳細図

S=1:20



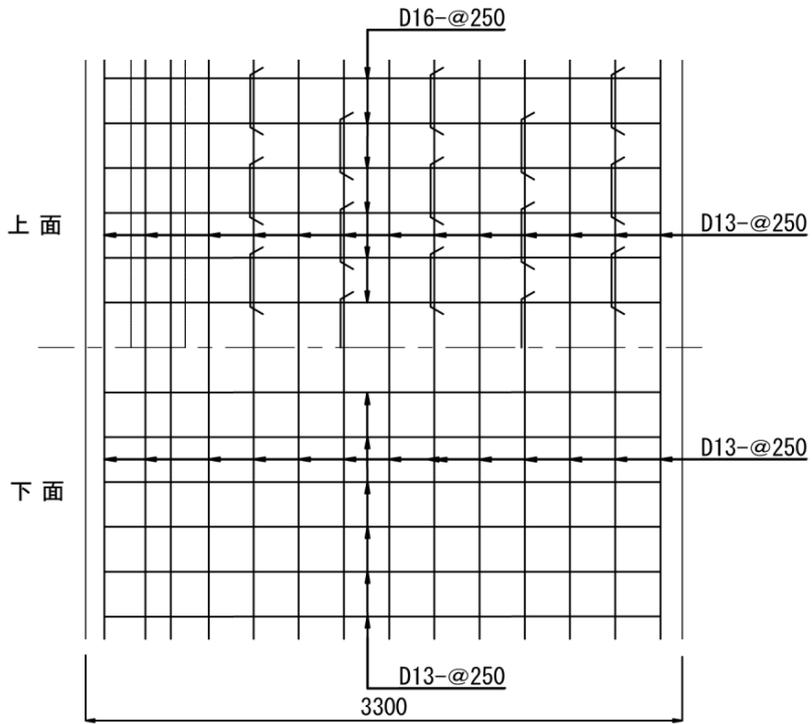
### 堅壁配筋図

S=1:40



### 底版配筋図

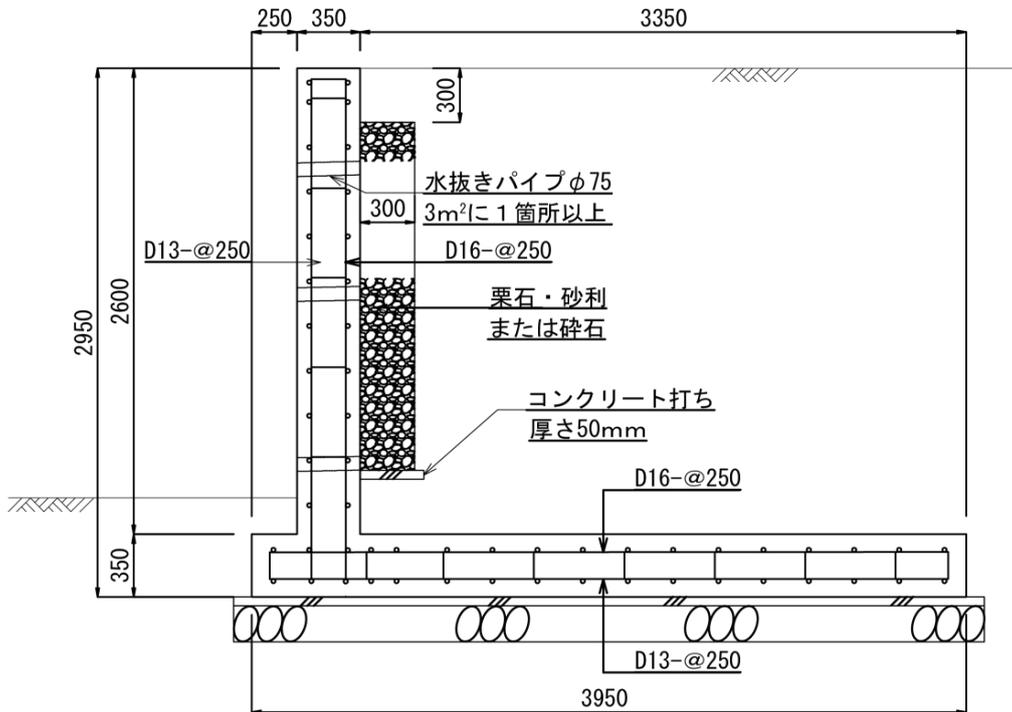
S=1:40



逆 T 型 H=2.95m

### 標準断面図

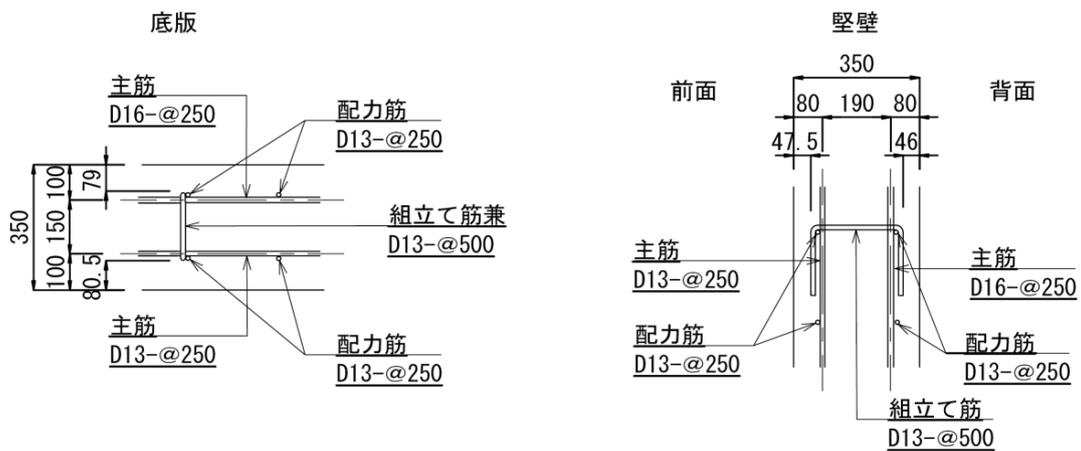
S=1:40



地耐力	85.0 kN/m <sup>2</sup> 以上
積載荷重	5.0 kN/m <sup>2</sup>
背面土の単位体積重量	16 kN/m <sup>3</sup>
土圧係数	0.5
摩擦係数	0.3
コンクリートの強度	24 N/mm <sup>2</sup>
鉄筋のかぶり	
堅壁：(主鉄筋中心から)	80 mm
底板：(主鉄筋中心から)	100 mm

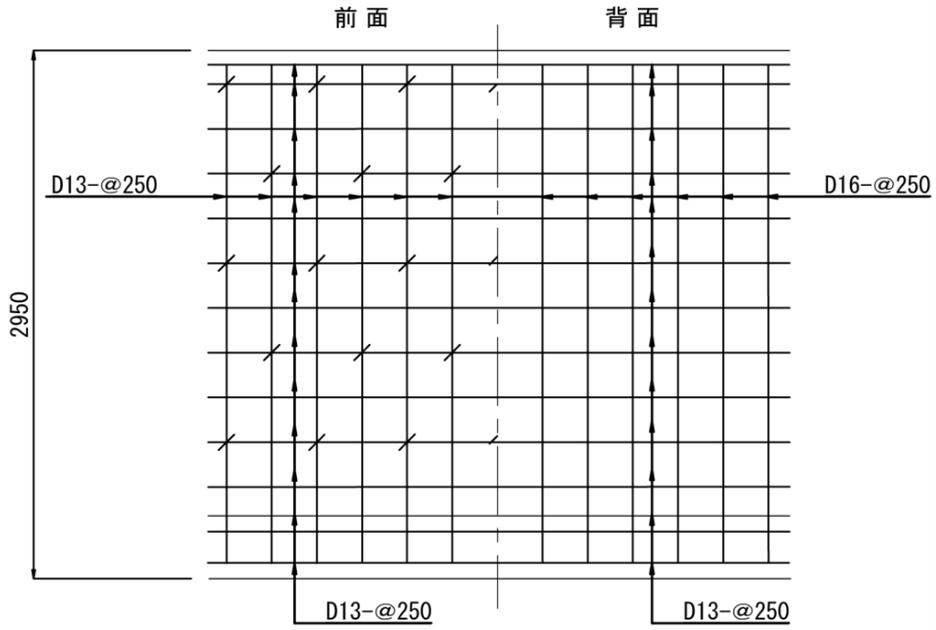
### かぶり詳細図

S=1:20



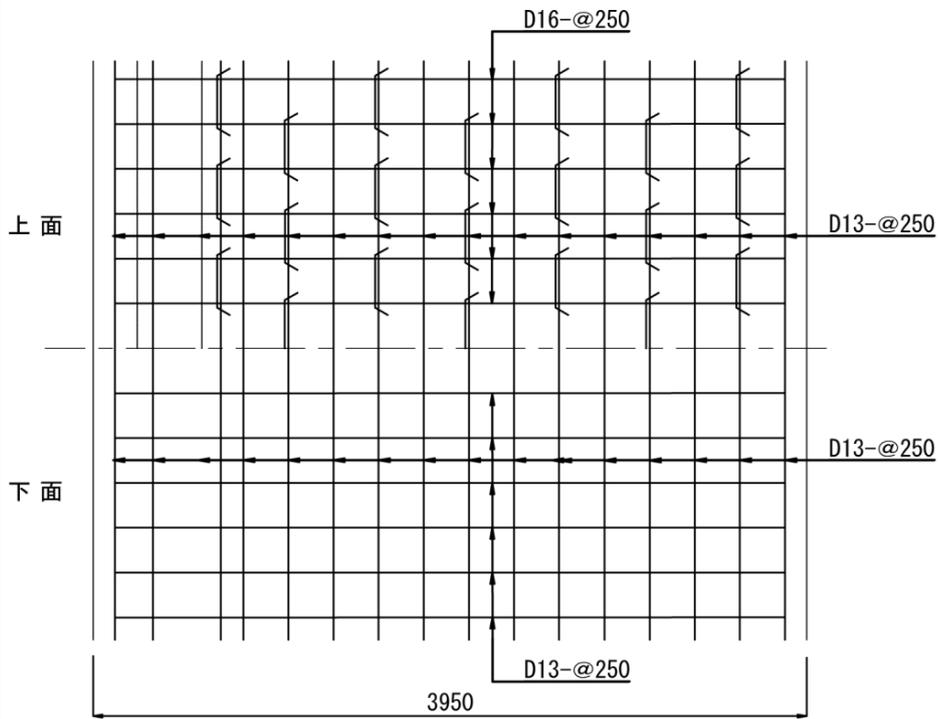
### 豎壁配筋圖

S=1:40



### 底板配筋圖

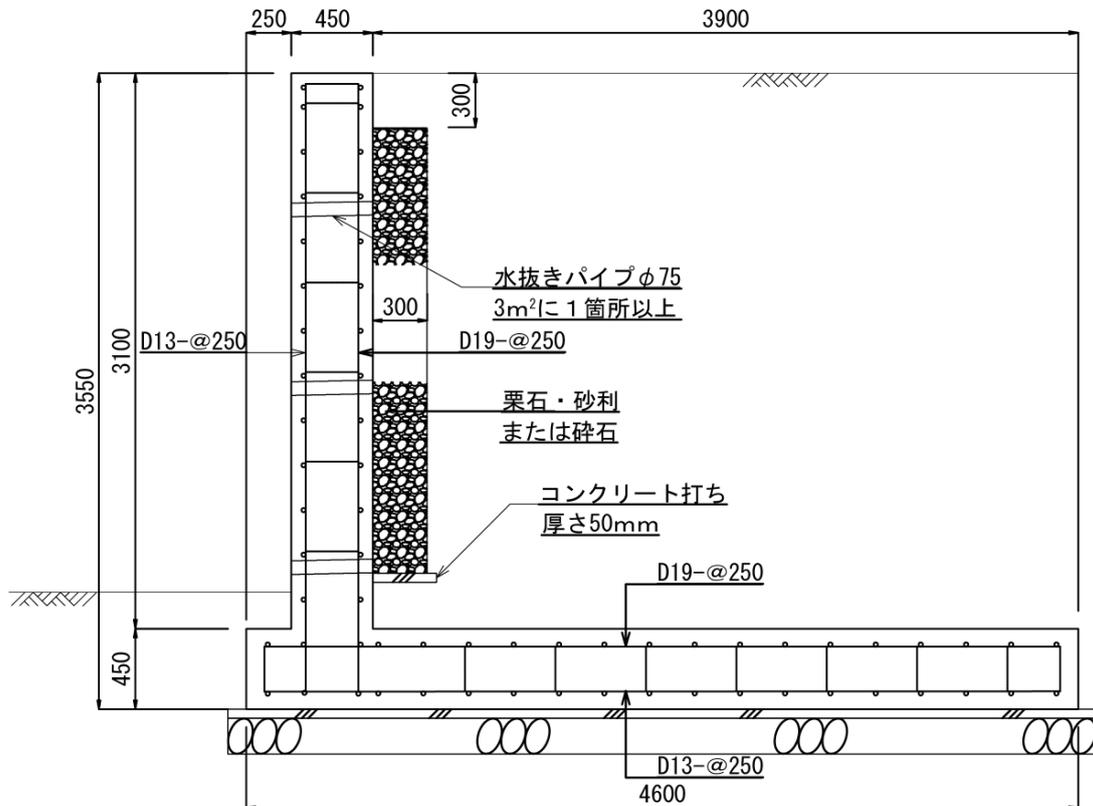
S=1:40



逆 T 型 H=3.55m

### 標準断面図

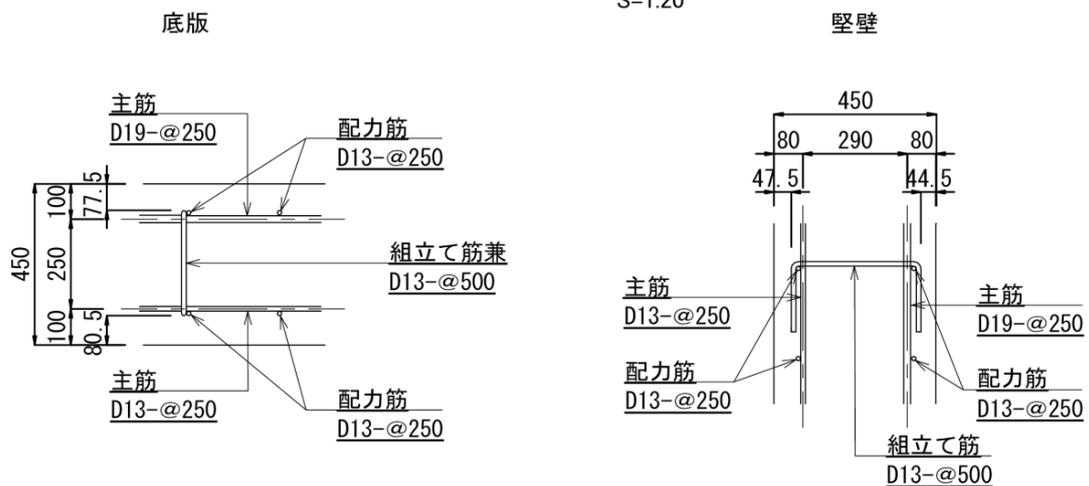
S=1:40



地耐力	100.0 kN/m <sup>2</sup> 以上
積載荷重	5.0 kN/m <sup>2</sup>
背面土の単位体積重量	16 kN/m <sup>3</sup>
土圧係数	0.5
摩擦係数	0.3
コンクリートの強度	24 N/mm <sup>2</sup>
鉄筋のかぶり	
堅壁：(主鉄筋中心から)	80 mm
底板：(主鉄筋中心から)	100 mm

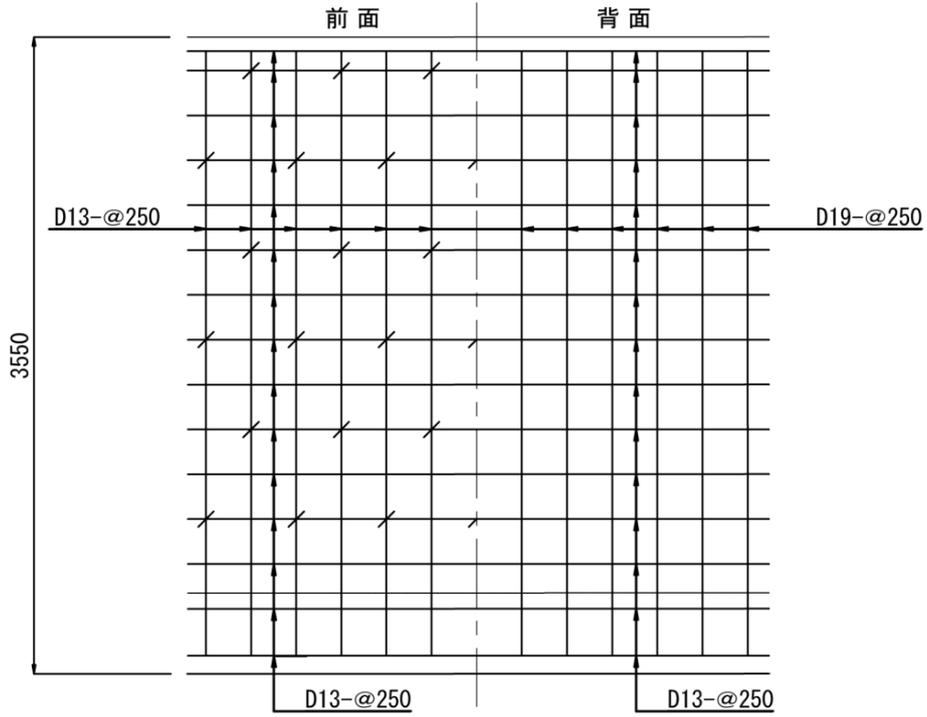
### かぶり詳細図

S=1:20



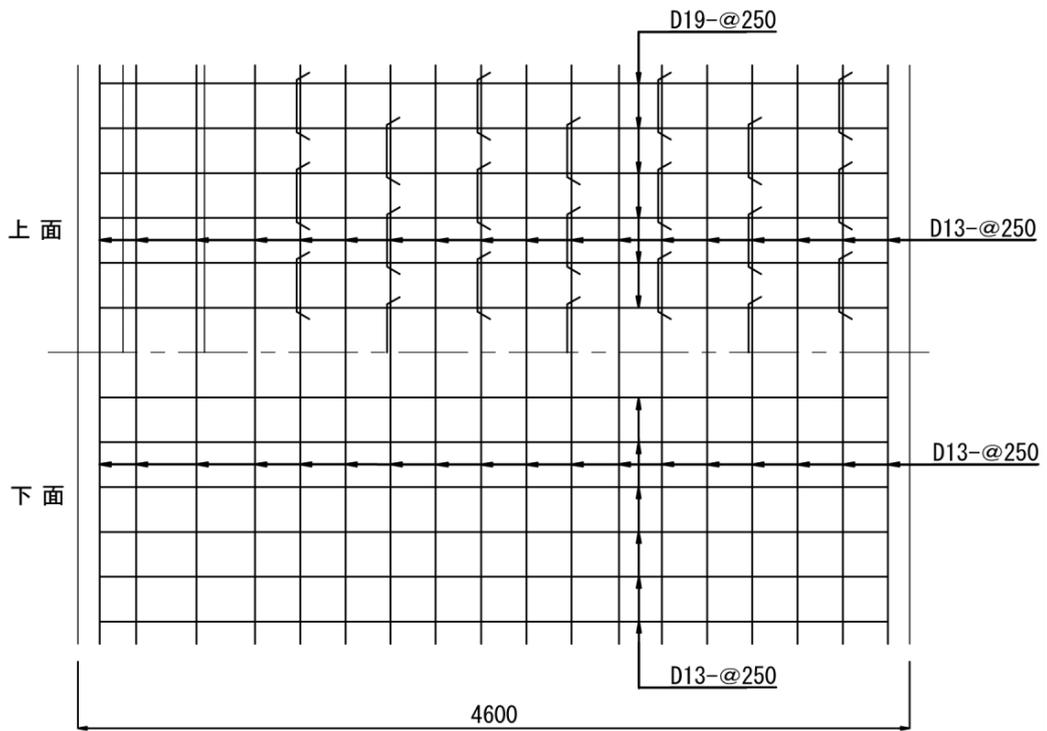
### 堅壁配筋図

S=1:40



### 底版配筋図

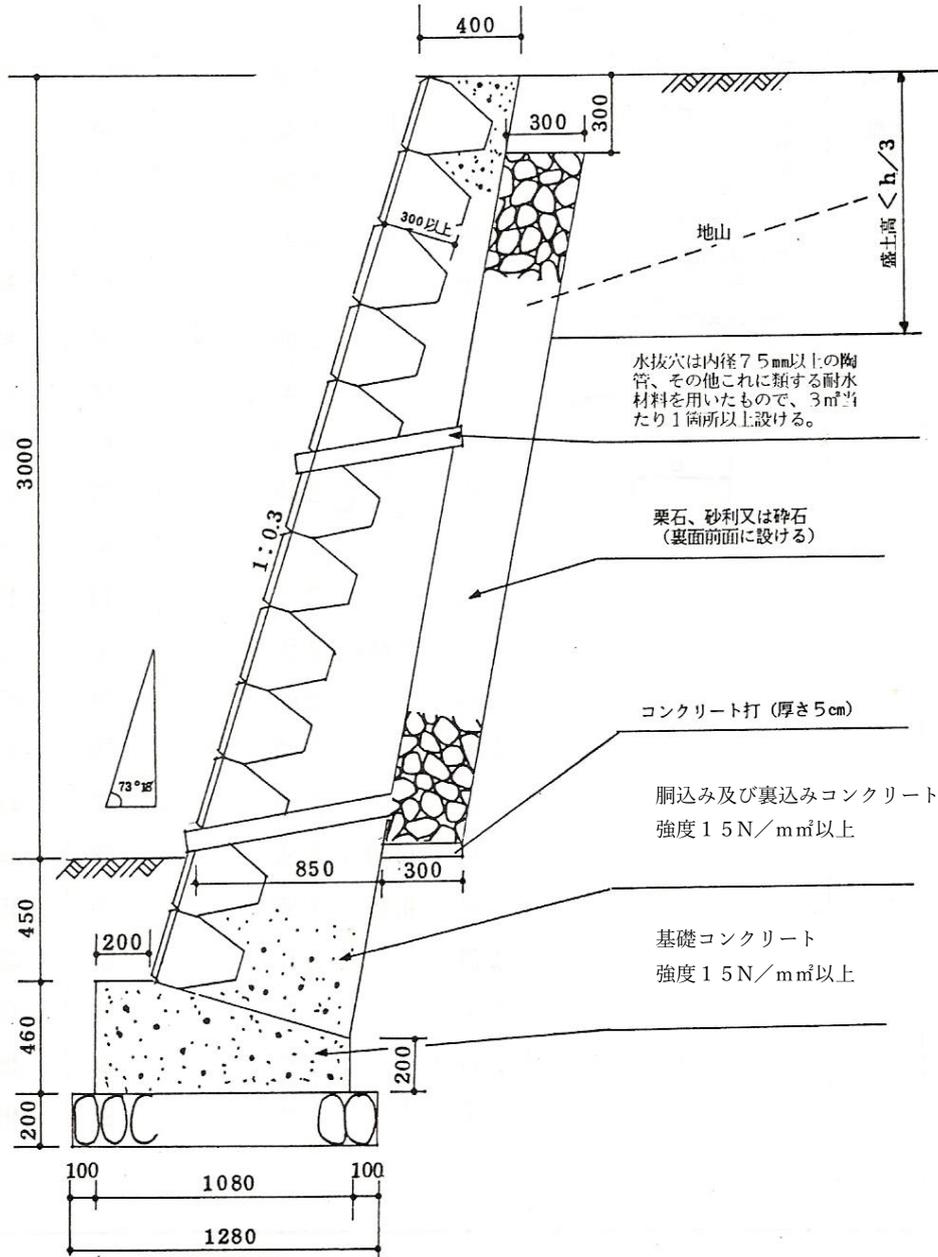
S=1:40



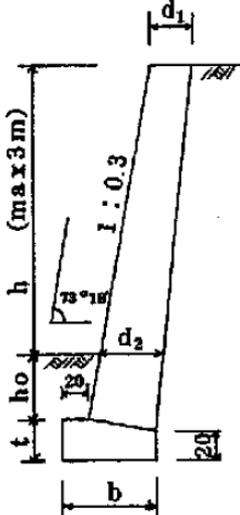
17.2 練積み擁壁の標準断面図 (第2種)

高さ3 mまでの擁壁 (土質=第二種) 地耐力 75 kN/m<sup>2</sup>  
 背面土=切土  
 勾配3分〔70°~75°に相当〕

単位mm



背面土=切土  $\theta = 70^\circ \sim 75^\circ$  (3分) 最高=3m

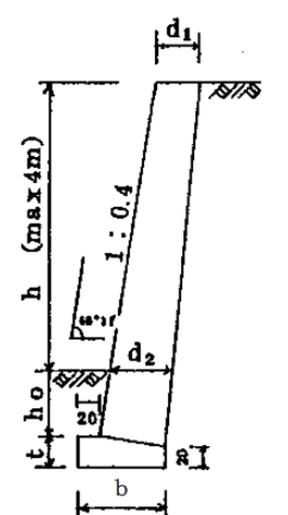
土質	設計 擁壁勾配	適用 範囲	断面形状	擁壁高	根入 深さ	擁壁 全高	上端の 厚さ	下端の 厚さ	基礎	
									前端厚	幅
第二種  真砂土・関東ローム・硬質粘土・その他これらに類するもの	$\theta$  3分勾配  $73^\circ 18'$ ( $70^\circ$ ) $75^\circ$ に相当するもの)	hmax (m)  3m までの擁壁	C-I  	h(m)	ho(m)	h+ho(m)	d1(cm)	d2(cm)	t(cm)	b(cm)
				~0.50	0.35	0.85		49	36	73
				0.60		0.95		50	36	73
				0.70		1.05		51	36	74
				0.80		1.15		53	37	76
				0.90		1.25		54	37	77
				1.00		1.35		55	38	78
				1.10		1.45		58	38	81
				1.20		1.55		59	39	82
				1.30		1.65		61	39	84
				1.40		1.75		62	39	85
				1.50		1.85	40	63	40	85
				1.60		1.95		65	40	87
				1.70		2.05		66	40	88
				1.80		2.15		67	41	89
				1.90		2.25		69	41	91
				2.00	0.35	2.35		70	42	92
				2.10	0.40	2.50		73	43	96
				2.20		2.60		74	43	97
				2.30		2.70		76	44	99
				2.40		2.80		77	44	100
				2.50	0.40	2.90		78	44	101
				2.60	0.45	3.05		79	45	102
				2.70		3.15		81	45	104
				2.80		3.25		83	46	106
				2.90		3.35		84	46	107
				3.00	0.45	3.45		85	46	108

背面土=切土  $\theta = 75^\circ$  最高 = 3 m

土質	設計 擁壁勾配	適用 範囲	断面形状	擁壁高	根入 深さ	擁壁 全高	上端の 厚さ	下端の 厚さ	基礎	
									前端厚	幅
第二種  真砂土・関東ローム・硬質粘土・その他これらに類するもの	$75^\circ$	3 m までの 擁壁		h (m)	ho (m)	h+ho (m)	d1 (cm)	d2 (cm)	t (cm)	b (cm)
				~0.50	0.35	0.85	40	49	36	74
				0.60	↑	0.95		50	36	74
				0.70		1.05		51	36	74
				0.80		1.15		53	37	76
				0.90		1.25		54	37	77
				1.00		1.35		55	38	78
				1.10		1.45		58	38	81
				1.20		1.55		59	39	82
				1.30		1.65		61	39	84
				1.40		1.75		62	39	85
				1.50		1.85		63	40	85
				1.60		1.95		65	40	87
				1.70		2.05		66	40	88
				1.80		2.15		67	41	89
				1.90		2.25		69	41	91
				2.00	0.35	2.35		70	42	92
				2.10	0.40	2.50		73	43	96
				2.20	↑	2.60		74	43	97
				2.30		2.70		76	44	99
				2.40	↓	2.80		77	44	100
				2.50	0.40	2.90		78	44	101
				2.60	0.45	3.05		79	45	102
				2.70	↑	3.15		81	45	104
2.80		3.25		83	46	106				
2.90	↓	3.35		84	46	107				
3.00	0.45	3.45		85	46	108				



背面土=切土       $\theta = 65^\circ \sim 70^\circ$  (4分)      最高 = 4 m

土質	設計 擁壁勾配	適用 範囲	断面形状	擁壁高	根入 深さ	擁壁 全高	上端の 厚さ	下端の 厚さ	基礎	
									前端厚	幅
第二種  真砂土・関東ローム・硬質粘土・その他これらに類するもの	$\theta$  4分勾配  $68^\circ 11'$  ( $65^\circ$ $\sim$ $70^\circ$ )  に相当するもの	4 m までの擁壁	C-I  	h(m)	ho(m)	h+ho(m)	d1(cm)	d2(cm)	t(cm)	b(cm)
				~0.50	0.35	0.85		47	39	67
				0.60	↑	0.95		48	39	68
				0.70		1.05		49	39	68
				0.80		1.15		50	40	69
				0.90		1.25		51	40	70
				1.00		1.35		52	40	70
				1.10		1.45		54	41	73
				1.20		1.55		56	42	75
				1.30		1.65		56	42	75
				1.40		1.75		57	42	75
				1.50		1.85		58	42	76
				1.60		1.95		59	43	77
				1.70		2.05		60	43	78
				1.80		2.15		61	43	78
				1.90		2.25		63	44	79
				2.00	0.35	2.35	40	64	45	81
				2.10	0.40	2.50		66	46	83
				2.20	↑	2.60		67	46	85
				2.30		2.70		68	46	86
				2.40	↓	2.80		69	47	86
				2.50	0.40	2.90		70	47	87
				2.60	0.45	3.05		71	47	89
				2.70	↑	3.15		72	48	90
				2.80		3.25		73	49	90
				2.90	↓	3.35		75	49	92
				3.00	0.45	3.45		76	49	93
				3.10	0.55	3.65		78	51	96
				3.20	↑	3.75		79	51	97
				3.30		3.85		80	51	98
3.40	↓	3.95		81	52	99				
3.50	0.55	4.05		83	52	101				
3.60	0.60	4.20		84	53	102				
3.70	↑	4.30		85	53	103				
3.80		4.40		86	53	103				
3.90	↓	4.50		87	54	104				
4.00	0.60	4.60		88	54	105				

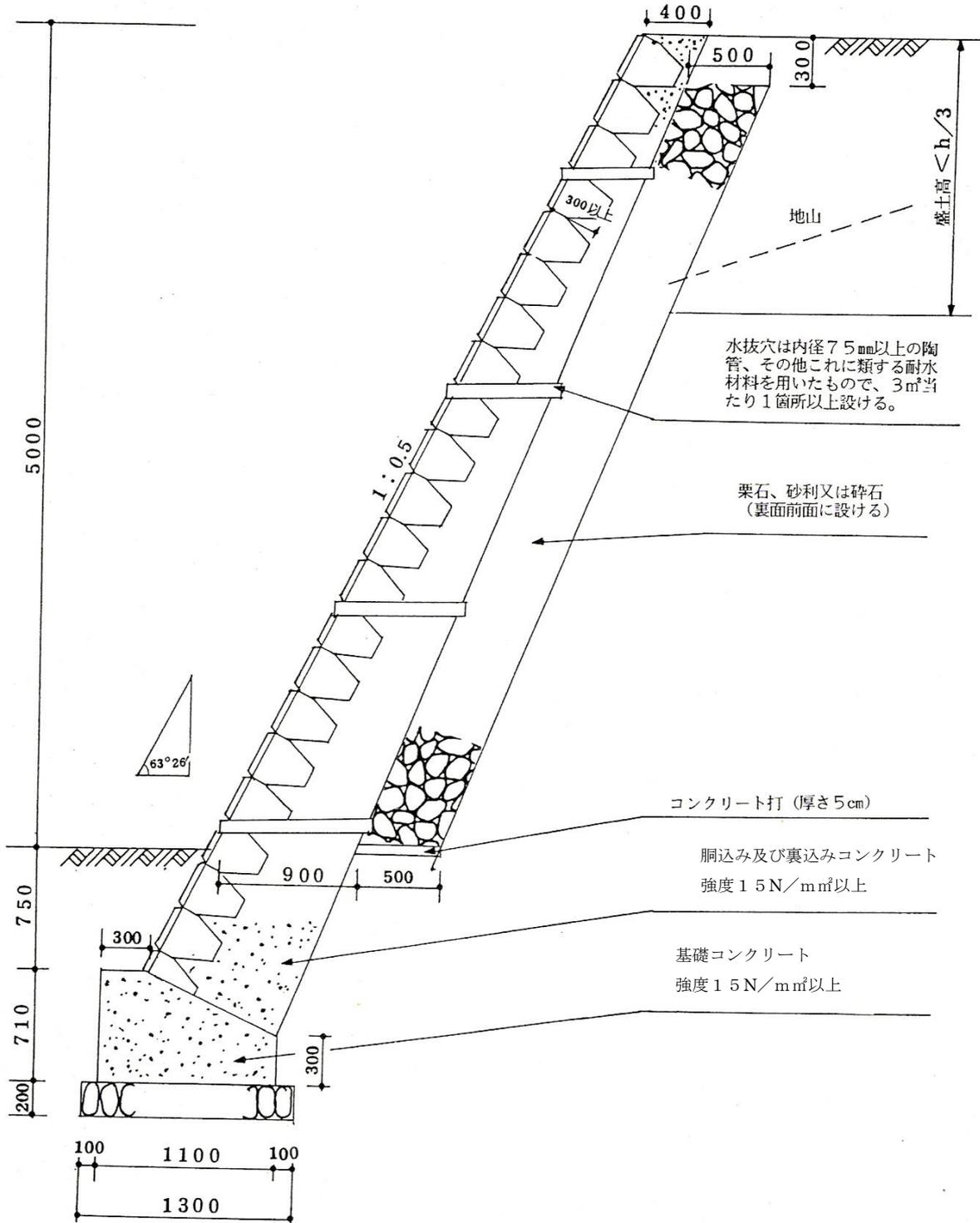
背面土=切土  $\theta = 70^\circ$  最高 = 4 m

土質	設計 擁壁勾配	適用 範囲	断面形状	擁壁高	根入 深さ	擁壁 全高	上端の 厚さ	下端の 厚さ	基礎	
									前端厚	幅
第二種  真砂土・関東ローム・硬質粘土・その他これらに類するもの	$\theta$  70°	4 m ま で の 擁 壁		h(m)	ho(m)	h+ho(m)	d1(cm)	d2(cm)	t(cm)	b(cm)
				~0.50	0.35	0.85		46	38	65
				0.60	↑	0.95		47	39	67
				0.70		1.05		49	39	68
				0.80		1.15		50	40	69
				0.90		1.25		51	40	70
				1.00		1.35		52	40	71
				1.10		1.45		54	41	73
				1.20		1.55		55	41	73
				1.30		1.65		56	42	74
				1.40		1.75		57	42	75
				1.50		1.85		58	42	76
				1.60		1.95		59	43	77
				1.70		2.05		60	43	78
				1.90		2.25		63	44	80
				2.00	0.35	2.35	40	64	45	81
				2.10	0.40	2.50		66	46	84
				2.20	↑	2.60		67	46	85
				2.30		2.70		68	46	86
				2.40	↓	2.80		69	47	86
				2.50	0.40	2.90		70	47	87
				2.60	0.45	3.05		71	47	89
				2.70	↑	3.15		72	48	90
				2.80		3.25		73	48	90
				2.90	↓	3.35		75	49	92
				3.00	0.45	3.45		76	49	93
				3.10	0.55	3.65		78	51	96
				3.20	↑	3.75		78	51	96
				3.30		3.85		80	51	98
				3.40	↓	3.95		81	52	99
3.50	0.55	4.05		83	52	101				
3.60	0.60	4.20		84	53	102				
3.70	↑	4.30		85	53	103				
3.80		4.40		86	54	104				
3.90	↓	4.50		87	54	105				
4.00	0.60	4.60		88	54	106				

高さ5 mまでの擁壁 (土質=第二種) 地耐力  $125 \text{ kN/m}^2$   
 背面土=切土

勾配5分 (65°以下に相当)

単位mm



背面土=切土  $\theta = 65^\circ$  以下 (5分)

最高=5m

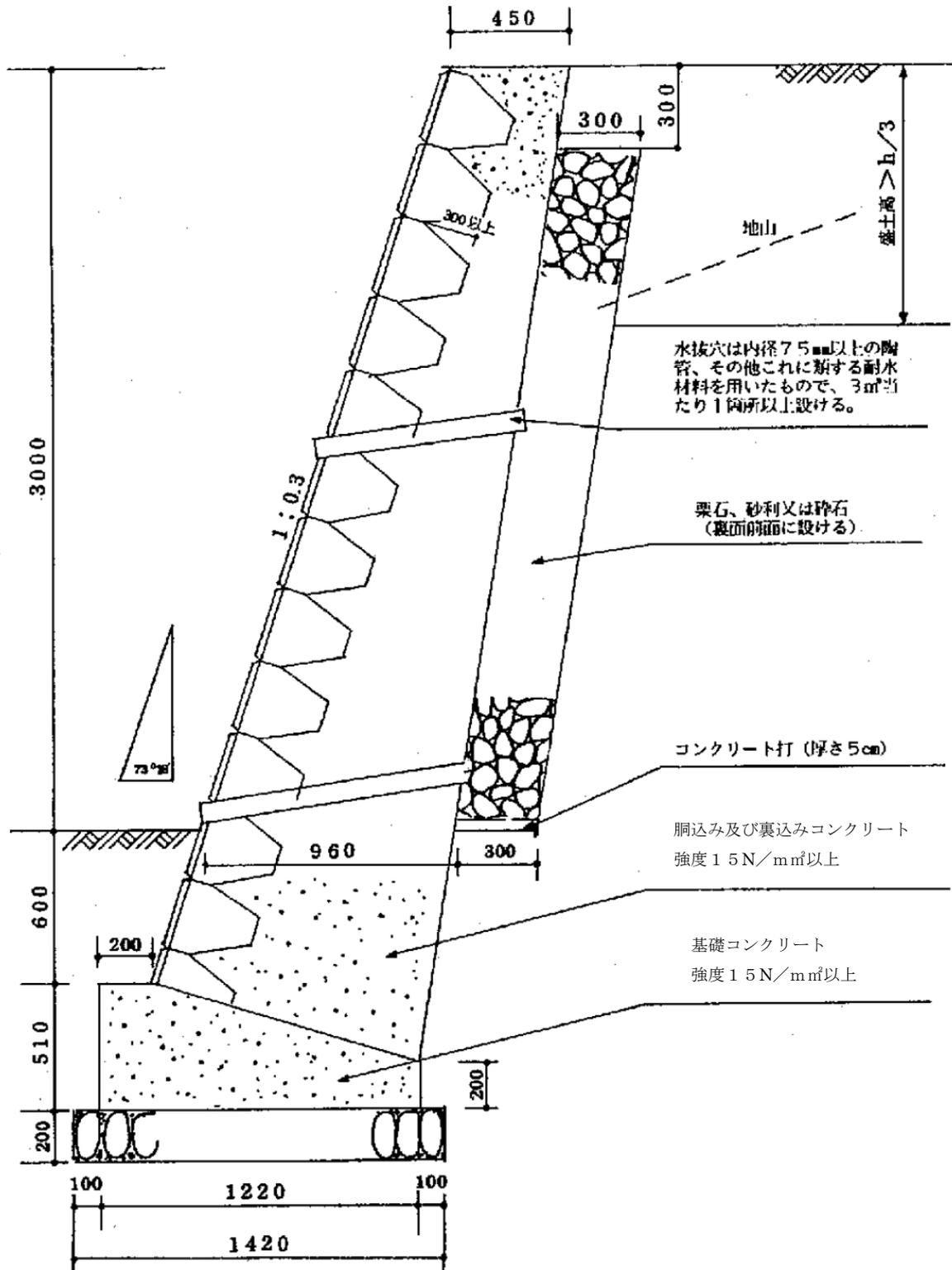
土質	設計擁壁勾配	適用範囲	断面形状	擁壁高	根入深さ	擁壁全高	上端の厚さ	下端の厚さ	基礎	
									前端厚	幅
第二種 真砂土・関東ローム・硬質粘土・その他これらに類するもの	$\theta$  5分勾配 $63^\circ 26'$  ( $65^\circ$ 以下に相当するもの)	5mまでの擁壁		h (m)	ho (m)	h+ho (m)	d1 (cm)	d2 (cm)	t (cm)	b (cm)
				~0.50	0.35	0.85		46	51	72
				0.60	↑	0.95		46	51	72
				0.70		1.05		47	51	72
				0.80		1.15		48	51	73
				0.90		1.25		49	52	75
				1.00		1.35		50	52	75
				1.10		1.45		52	53	77
				1.20		1.55		53	54	77
				1.30		1.65		54	54	78
				1.40		1.75		55	55	79
				1.50		1.85		56	55	80
				1.60		1.95		56	55	80
				1.70		2.01		57	55	80
				1.80		2.15		58	56	81
				1.90		2.25		58	56	81
				2.00	0.35	2.35		60	56	83
				2.10	0.40	2.50		61	57	84
				2.20	↑	2.60		62	57	84
				2.30		2.70		64	57	85
				2.40	↓	2.80		64	58	86
				2.50	0.40	2.90	40	66	59	89
				2.60	0.45	3.05		66	59	89
				2.70	↑	3.15		67	60	90
				2.80		3.25		68	60	90
				2.90	↓	3.35		69	61	91
				3.00	0.45	3.45		70	61	92
				3.10	0.55	3.65		71	62	93
				3.20	↑	3.75		72	62	95
				3.30		3.85		74	63	96
3.40	↓	3.95		75	64	97				
3.50	0.55	4.05		76	64	98				
3.60	0.60	4.20		76	64	98				
3.70	↑	4.30		77	65	99				
3.80		4.40		78	65	100				
3.90	↓	4.50		79	65	101				
4.00	0.60	4.60		80	66	102				
4.10	0.70	4.80		82	67	104				
4.20	↑	4.90		83	68	105				
4.30		5.00		84	68	106				
4.40	↓	5.10		85	68	107				
4.50	0.70	5.20		86	69	108				
4.60	0.75	5.35		87	69	109				
4.70	↑	5.45		88	70	110				
4.80		5.55		88	70	110				
4.90	↓	5.65		89	70	110				
5.00	0.75	5.75		90	71	110				

背面土=切土  $\theta = 65^\circ$  最高= 5 m

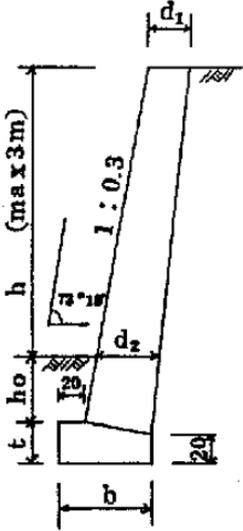
土質	設計 擁壁勾配	適用 範囲	断面形状	擁壁高	根入 深	擁壁 全高	上端の 厚さ	下端の 厚さ	基礎	
									前端厚	幅
第二種  真砂土・関東ローム・硬質粘土・その他これらに類するもの	$\theta$	$h_{max}$ (m)	C-III	h(m)	$h_o$ (m)	$h+h_o$ (m)	d1(cm)	d2(cm)	t(cm)	b(cm)
	$65^\circ$	5 m までの擁壁		~0.50 0.60 0.70 0.80 0.90 1.00 1.10 1.20 1.30 1.40 1.50 1.60 1.70 1.80 1.90 2.00 2.10 2.20 2.30 2.40 2.50 2.60 2.70 2.80 2.90 3.00 3.10 3.20 3.30 3.40 3.50 3.60 3.70 3.80 3.90 4.00 4.10 4.20 4.30 4.40 4.50 4.60 4.70 4.80 4.90 5.00	0.35 ↑ ↓ 0.35 0.40 ↑ ↓ 0.40 0.45 ↑ ↓ 0.45 0.55 ↑ ↓ 0.55 0.60 ↑ ↓ 0.60 0.70 ↑ ↓ 0.70 0.75 ↑ ↓ 0.75	0.85 0.95 1.05 1.15 1.25 1.35 1.45 1.55 1.65 1.75 1.85 1.95 2.01 2.15 2.25 2.35 2.50 2.60 2.70 2.80 2.90 3.05 3.15 3.25 3.35 3.45 3.55 3.65 3.75 3.85 3.95 4.05 4.20 4.30 4.40 4.50 4.60 4.80 4.90 5.00 5.10 5.20 5.35 5.45 5.55 5.65 5.75	46 46 46 48 49 50 52 53 53 54 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 66 66 67 68 69 70 71 72 74 75 76 76 77 78 79 80 82 83 84 85 86 87 89 89 90 90 91 92 94 95 96 97 98 98 100 100 101 102 104 105 106 107 108 109 110 110 110 111	51 51 51 51 52 52 53 54 54 55 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 66 66 67 68 69 70 71 72 74 75 76 76 77 78 79 80 82 83 84 85 86 87 89 89 90 90 91 92 94 95 96 97 98 98 100 100 101 102 104 105 106 107 108 109 110 110 110 111	71 71 71 73 74 75 77 77 78 79 80 80 81 82 83 84 85 86 87 89 89 90 90 91 92 94 95 96 97 98 98 100 100 101 102 104 105 106 107 108 109 110 110 110 111	

高さ 3 m までの擁壁 (土質 = 第二種) 地耐力  $75 \text{ kN/m}^2$   
 背面土 = 盛土  
 勾配 3 分 [70° ~ 75° に相当]

単位 mm



背面土=盛土  $\theta = 70^\circ \sim 75^\circ$  (3分) 最高=3m

土質	設計 擁壁勾配	適用 範囲	断面形状	擁壁高	根入 深さ	擁壁 全高	上端の 厚さ	下端の 厚さ	基礎	
									前端厚	幅
第二種 真砂土・関東ローム・硬質粘土・その他これらに類するもの	$\theta$	hmax (m)	B-I	h(m)	ho(m)	h+ho (m)	d1(cm)	d2(cm)	t(cm)	b(cm)
	3分勾配 $73^\circ 18'$ ( $70^\circ \sim 75^\circ$ に相当するもの)	3mまでの擁壁		~0.50 0.60 0.70 0.80 0.90 1.00 1.10 1.20 1.30 1.40 1.50 1.60 1.70 1.80 1.90 2.00 2.10 2.20 2.30 2.40 2.50 2.60 2.70 2.80 2.90 3.00	0.40 ↑ ↓ 0.40 ↑ ↓ 0.50 ↑ ↓ 0.50 ↑ ↓ 0.60	0.90 1.00 1.10 1.20 1.30 1.40 1.50 1.60 1.70 1.80 1.90 2.00 2.10 2.20 2.30 2.40 2.60 2.70 2.80 2.90 3.00 3.20 3.30 3.40 3.50 3.60	45	54 55 57 59 60 62 64 65 67 69 71 72 74 76 77 79 81 82 84 86 88 89 91 93 94 96	38 38 39 39 39 40 40 41 41 42 42 43 43 44 44 45 46 46 47 47 48 49 49 50 50 51	78 80 81 83 85 86 88 90 91 93 95 96 98 99 101 103 106 106 109 111 113 116 118 119 121 122

背面土=盛土  $\theta = 75^\circ$  最高 = 3 m

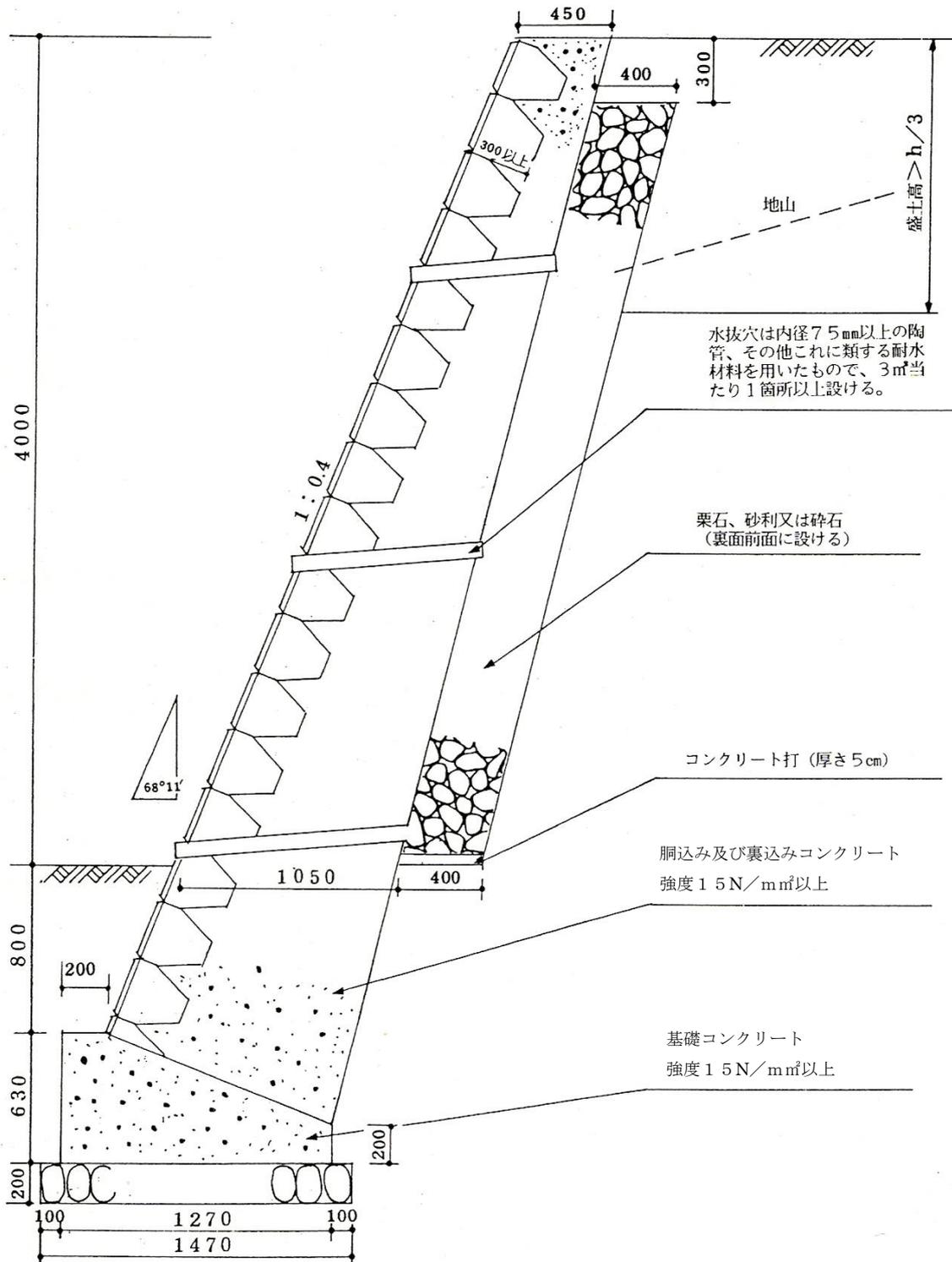
土質	設計 擁壁勾配	適用 範囲	断面形状	擁壁高 h (m)	根入 深さ ho (m)	擁壁 全高 h+ho (m)	上端の 厚さ d1 (cm)	下端の 厚さ d2 (cm)	基礎	
									前端厚 t (cm)	幅 b (cm)
第二種  真砂土・関東ローム・硬質粘土・その他これらに類するもの	$75^\circ$	3 m までの 擁壁		~0.50	0.40 ↑ ↓ 0.40 ↑ ↓ 0.50 ↑ ↓ 0.50 ↑ ↓ 0.60 ↑ ↓ 0.60	0.90	45	54	36	79
				0.60		1.00		55	37	81
				0.70		1.10		57	37	83
				0.80		1.20		59	38	84
				0.90		1.30		60	38	86
				1.00		1.40		62	38	88
				1.10		1.50		64	39	89
				1.20		1.60		65	39	91
				1.30		1.70		67	40	92
				1.40		1.80		69	40	94
				1.50		1.90		71	41	96
				1.60		2.00		72	41	97
				1.70		2.10		74	42	99
				1.80		2.20		76	42	101
				1.90		2.30		77	42	102
				2.00		2.40		79	43	104
				2.10		2.60		81	44	107
				2.20		2.70		82	44	109
				2.30		2.80		84	45	111
				2.40		2.90		86	45	112
				2.50		3.00		88	46	114
				2.60		3.20		89	46	117
				2.70		3.30		91	47	119
				2.80		3.40		93	47	121
2.90	3.50	94	48	122						
3.00	3.60	96	48	124						

高さ4 mまでの擁壁 (土質=第二種) 地耐力 100 kN/m<sup>2</sup>

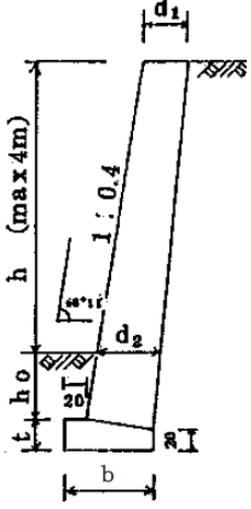
背面土=盛土

勾配4分〔65°~70°に相当〕

単位mm



背面土=盛土  $\theta = 65^\circ \sim 70^\circ$  (4分) 最高=4m

土質	設計擁壁勾配	適用範囲	断面形状	擁壁高	根入深	擁壁全高	上端の厚さ	下端の厚さ	基礎	
									前端厚	幅
第二種 真砂土・関東ローム・硬質粘土・その他これらに類するもの	$\theta$ 4分勾配 $68^\circ 11'$ ( $65^\circ \sim 70^\circ$ に相当するもの)	4mまでの擁壁	B-II 	h(m)	ho(m)	h+ho(m)	d1(cm)	d2(cm)	t(cm)	b(cm)
				~0.50	0.40	0.90		53	41	73
				0.60	↑	1.00		54	42	75
				0.70		1.10		56	42	76
				0.80		1.20		57	43	77
				0.90		1.30		59	44	79
				1.00		1.40		60	44	80
				1.10		1.50		62	45	82
				1.20		1.60		63	45	83
				1.30		1.70		65	46	84
				1.40		1.80		66	46	86
				1.50		1.90		68	47	87
				1.60		2.00		69	47	88
				1.70		2.10		71	48	90
				1.80		2.20		72	49	91
				1.90		2.30		74	49	92
				2.00	0.40	2.40	45	75	50	94
				2.10	0.50	2.60		77	51	96
				2.20	↑	2.70		78	51	98
				2.30		2.80		80	52	99
				2.40	↓	2.90		81	52	101
				2.50	0.50	3.00		83	53	103
				2.60	0.60	3.20		84	54	105
				2.70	↑	3.30		86	54	106
				2.80		3.40		87	55	107
				2.90	↓	3.50		89	56	109
				3.00	0.60	3.60		90	56	110
				3.10	0.70	3.80		92	57	112
				3.20	↑	3.90		93	58	114
				3.30		4.00		95	58	116
3.40	↓	4.10		96	59	117				
3.50	0.70	4.20		98	59	118				
3.60	0.80	4.40		99	60	121				
3.70	↑	4.50		101	61	123				
3.80		4.60		102	62	124				
3.90	↓	4.70		104	62	125				
4.00	0.80	4.80		105	63	127				

背面土=盛土      $\theta = 70^\circ$      最高 = 4 m

土質	設計擁壁勾配	適用範囲	断面形状	擁壁高	根入深さ	擁壁全高	上端の厚さ	下端の厚さ	基礎	
									前端厚	幅
第二種 真砂土・関東ローム・硬質粘土・その他これらに類するもの	$70^\circ$	4 m までの擁壁		h(m)	ho(m)	h+ho(m)	d1(cm)	d2(cm)	t(cm)	b(cm)
				~0.50	0.40	0.90		53	40	75
				0.60	↑	1.00		54	41	76
				0.70		1.10		56	41	78
				0.80		1.20		57	42	79
				0.90		1.30		59	42	80
				1.00		1.40		60	43	82
				1.10		1.50		62	43	83
				1.20		1.60		63	44	84
				1.30		1.70		65	44	86
				1.40		1.80		66	45	87
				1.50		1.90		68	45	89
				1.60		2.00		69	46	90
				1.70		2.10		71	46	91
				1.80		2.20		72	47	93
				1.90		2.30		74	47	94
				2.00	0.40	2.40	45	75	48	96
				2.10	0.50	2.60		77	49	98
				2.20	↑	2.70		78	49	99
				2.30		2.80		80	50	101
				2.40	↓	2.90		81	50	103
				2.50	0.50	3.00		83	51	104
				2.60	0.60	3.20		84	52	107
				2.70	↑	3.30		86	52	108
				2.80		3.40		87	53	110
				2.90	↓	3.50		89	53	111
				3.00	0.60	3.60		90	54	112
				3.10	0.70	3.80		92	55	115
				3.20	↑	3.90		93	55	117
				3.30		4.00		95	56	118
3.40	↓	4.10		96	56	119				
3.50	0.70	4.20		98	57	121				
3.60	0.80	4.40		99	58	123				
3.70	↑	4.50		101	58	125				
3.80		4.60		102	59	126				
3.90	↓	4.70		104	59	128				
4.00	0.80	4.80		105	60	129				



背面土=盛土

$\theta = 65^\circ$  以下 (5分)

最高=5 m

土質	設計擁壁勾配	適用範囲	断面形状	擁壁高	根入深	擁壁全高	上端の厚さ	下端の厚さ	基礎	
									前端厚	幅
第二種 真砂土・関東ローム・硬質粘土・その他これらに類するもの	$\theta$ 5分勾配 $63^\circ 26'$ ( $65^\circ$ 以下) に相当するもの	5 m までの擁壁		h (m)	ho (m)	h+ho (m)	d1 (cm)	d2 (cm)	t (cm)	b (cm)
				~0.50	0.40	0.90		52	54	78
				0.60	↑	1.00		53	55	79
				0.70		1.10		54	55	80
				0.80		1.20		56	56	81
				0.90		1.30		57	56	82
				1.00		1.40		58	57	83
				1.10		1.50		60	57	84
				1.20		1.60		61	58	86
				1.30		1.70		62	58	87
				1.40		1.80		63	59	88
				1.50		1.90		65	59	89
				1.60		2.00		66	60	90
				1.70		2.10		67	61	91
				1.80		2.20		69	61	92
				1.90		2.30		70	62	93
				2.00	0.40	2.40		71	62	94
				2.10	↑	2.60		72	63	97
				2.20	0.50	2.70		74	64	98
				2.30	↑	2.80		75	64	99
				2.40	0.50	2.90	45	76	65	100
				2.50	↑	3.00		78	66	101
				2.60	0.60	3.20		79	67	103
				2.70	↑	3.30		80	67	104
				2.80	0.60	3.40		81	68	105
				2.90	↑	3.50		83	68	106
				3.00	0.60	3.60		84	69	108
				3.10	↑	3.80		86	70	110
				3.20	0.70	3.90		87	71	111
				3.30	↑	4.00		88	71	112
3.40	0.70	4.10		89	72	113				
3.50	↑	4.20		91	72	114				
3.60	0.80	4.40		92	73	116				
3.70	↑	4.50		93	74	117				
3.80	0.80	4.60		95	74	119				
3.90	↑	4.70		96	75	120				
4.00	0.80	4.80		97	75	121				
4.10	↑	5.00		99	77	123				
4.20	0.90	5.10		100	77	124				
4.30	↑	5.20		101	78	125				
4.40	0.90	5.30		102	78	126				
4.50	↑	5.40		104	79	127				
4.60	1.00	5.60		105	80	129				
4.70	↑	5.70		106	80	131				
4.80	1.00	5.80		108	81	132				
4.90	↑	5.90		109	82	133				
5.00	1.00	6.00		110	82	134				

背面土=盛土       $\theta = 65^\circ$       最高 = 5 m

土質	設計擁壁勾配	適用範囲	断面形状	擁壁高	根入深	擁壁全高	上端の厚さ	下端の厚さ	基礎	
									前端厚	幅
第二種  真砂土・関東ローム・硬質粘土・その他これらに類するもの	$\theta$  $65^\circ$	hmax (m)  5 m までの擁壁		h (m)	ho (m)	h+ho (m)	d1 (cm)	d2 (cm)	t (cm)	b (cm)
				~0.50	0.40	0.90		52	53	80
				0.60	↑	1.00		53	54	81
				0.70		1.10		54	54	82
				0.80		1.20		56	55	83
				0.90		1.30		57	55	84
				1.00		1.40		58	56	85
				1.10		1.50		60	57	86
				1.20		1.60		61	57	87
				1.30		1.70		62	58	89
				1.40		1.80		63	58	90
				1.50		1.90		65	59	91
				1.60		2.00		66	59	92
				1.70		2.10		67	60	93
				1.80		2.20		69	60	94
				1.90		2.30		70	61	95
				2.00	0.40	2.40		71	61	96
				2.10	0.50	2.60		72	62	98
				2.20	↑	2.70		74	63	99
				2.30		2.80		75	63	100
				2.40	↓	2.90		76	64	101
				2.50	0.50	3.00	45	78	64	102
				2.60	0.60	3.20		79	65	103
				2.70	↑	3.30		80	65	105
				2.80		3.40		81	66	106
				2.90	↓	3.50		83	67	108
				3.00	0.60	3.60		84	68	109
				3.10	0.70	3.80		86	68	112
				3.20	↑	3.90		87	69	113
				3.30		4.00		88	70	114
3.40	↓	4.10		89	70	116				
3.50	0.70	4.20		91	71	117				
3.60	0.80	4.40		92	72	119				
3.70	↑	4.50		93	72	120				
3.80		4.60		95	73	121				
3.90	↓	4.70		96	73	122				
4.00	0.80	4.80		97	74	123				
4.10	0.90	5.00		99	74	125				
4.20	↑	5.10		100	75	127				
4.30		5.20		101	76	128				
4.40	↓	5.30		102	76	129				
4.50	0.90	5.40		104	77	130				
4.60	1.00	5.60		105	78	132				
4.70	↑	5.70		106	79	133				
4.80		5.80		108	79	135				
4.90	↓	5.90		109	80	136				
5.00	1.00	6.00		110	80	137				

### 17.3 重量ブロック積の標準断面図

重量ブロック3段積み

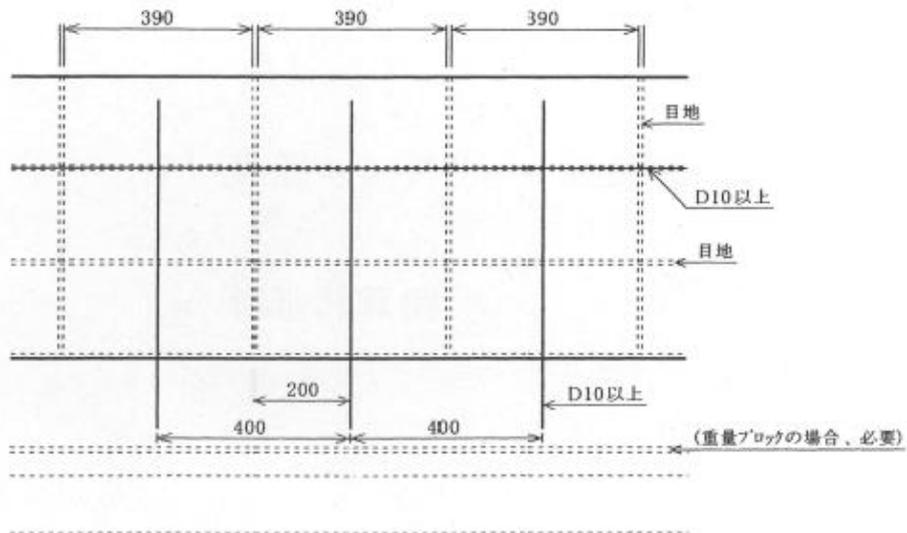
単位:mm 縮尺:1/10

標準断面図



背面土 関東ローム等  
 コンクリートの強度 21N/mm<sup>2</sup>  
 鉄筋引張強度 160N/mm<sup>2</sup>  
 ※化粧コンクリートブロック等を使用する際は、協議すること

配筋図



## 第18章 条例・施行細則等

### 18.1 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（東京都）

#### 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

（趣旨）

第一条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第十八条第四項及び法第三十七条第四項の規定に基づき、法第十八条第一項の検査に係る宅地造成又は特定盛土等の規模、同項及び法第三十七条第一項の検査に係る宅地造成又は特定盛土等の特定工程の追加について定めるとともに、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

第三条 法第十八条第四項の条例で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第三条各号に掲げるものとする。

（特定工程等）

第四条 法第十八条第四項及び法第三十七条第四項の条例で定める工程は、次の表に掲げるとおりとする。

特定工程	特定工程後の工程
一 盛土をする前の地盤に対し段切りを行う工事の工程	盛土をする工事の工程
二 擁壁の設置のための根切りを行う工事の工程	擁壁を設置する工事の工程
三 擁壁の基礎地盤の改良を行う工事の工程	擁壁を設置する工事の工程
四 擁壁の基礎ぐいの打込みを行う工事の工程	擁壁を設置する工事の工程
五 擁壁（鉄筋コンクリート造のものに限る。）の鉄筋の組立てを行う工事の工程	コンクリートを打設する工事の工程
六 擁壁の根入れ部分（練積み造のものに限る。）を築造する工事の工程	擁壁の地表面を超える高さの部分を築造する工事の工程
七 盛土の内部に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程
八 盛土の内部に透水層を設ける工事の工程	透水層の上面に盛土をする工事の工程

2 知事は、法第十二条第一項又は法第三十条第一項の規定による許可に係る工事（法第十五条又は法第三十四条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。次項において同じ。）が法第十八条第一項又は法第三十七条第一項の特定工程を含むときは、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、工事主にその旨を通知するものとする。

3 工事主は、前項の通知を受けたときは、前項の許可に係る工事に着手する日の前日までに当該工事の工程を示す書面（電磁的記録によるものを含む。）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、工事主が第一項の表の上欄に掲げる特定工程を二以上の工程に分けて施工する場合であって、当該特定工程を含む工事の計画その他の事情を勘案し、適当と認めるときは、当該二以上の工程のうち、いずれかの工程を特定工程として指定することができる。この場合において、知事が指定した工程以外の工程は、特定工程でないものとみなす。

5 知事は、前項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、工事主にその旨を通知するものとする。

（盛土規制法調書）

第五条 知事は、盛土規制法調書（以下「調書」という。）を調製し、保管するものとする。

2 知事は、規則で定めるところにより、工事が施行される土地の所在地その他の規則で定める事項を調書に登録するものとする。

3 知事は、調書を常に一般の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があったときは、その写しを交付するものとする。

4 調書の調製、写しの交付の請求その他調書に関し必要な事項は、規則で定める。

(公表)

第六条 知事は、次に掲げるいずれかの監督処分を行ったときは、規則で定めるところにより、当該監督処分の年月日、内容その他規則で定める事項を公表するものとする。

一 法第二十条第一項又は法第三十九条第一項の規定による許可の取消し

二 法第二十条第二項又は法第三十九条第二項の規定による工事の施行の停止又は災害防止措置の命令

三 法第二十条第三項又は法第三十九条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の命令

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 18.2 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（東京都）

### 宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

東京都宅地造成等規制法施行細則（昭和三十七年東京都規則第百五十四号）の全部を改正する。

#### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 盛土規制法調書（第三条―第五条）

第三章 技術的基準（第六条―第十三条）

第四章 特定工程（第十四条・第十五条）

第五章 雑則（第十六条―第二十一条）

#### 附則

### 第一章 総則

#### （趣旨）

第一条 この細則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「規則」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項について定めるとともに、令第二十条第一項（令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の措置及び令第二十条第二項（令第三十条において準用する場合を含む。）の規定に基づく技術的基準の強化又は付加に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （用語の定義）

第二条 この細則で使用する用語の意義は、法、令及び条例で使用する用語の例による。

### 第二章 盛土規制法調書

#### （盛土規制法調書）

第三条 知事は、法第十二条第一項又は法第三十条第一項の規定による許可をしたときは、当該許可に係る土地について、盛土規制法調書（以下「調書」という。）に登録するものとする。

2 条例第五条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 工事が施行される土地の所在地

二 工事の許可年月日及び許可番号

三 工事の着手予定年月日及び完了予定年月日

四 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ

五 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積

六 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

七 公図の写し

八 規則第七条第一項第一号又は同条第二項第一号に掲げる図面（位置図を除く。）

3 知事は、法第十七条又は法第三十六条の規定による完了検査を行った場合において、当該工事が法第十三条第一項又は法第三十一条第一項に適合していると認めたときは、調書にその旨を付記しなければならない。

4 条例第五条第三項の規定に基づき、調書の写しの交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、知事に提出するものとする。

一 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

二 調書に登録されている工事の許可番号

三 必要な写しの部数

#### 四 その他知事が必要と認める事項

(調書の閲覧の方法)

第四条 調書の閲覧は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 インターネットを利用する方法

二 知事が別に定める日時及び場所における調書の閲覧

(調書の閉鎖)

第五条 知事は、第十八条の規定による工事の廃止の届出があった場合又は法第二十条第一項若しくは法第三十九条第一項の規定による許可の取消しを行った場合は、遅滞なく、調書を閉鎖するものとする。

### 第三章 技術的基準

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第六条 盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。ただし、次項に規定する地盤の安定計算を行った場合は、この限りでない。

一 盛土の高さが三メートルを超え、十メートル以下の場合 高さ三メートル以内ごとに幅一・五メートル以上の小段を設けること。

二 切土の高さが五メートルを超える場合 高さ五メートル以内ごとに幅一・五メートル以上の小段を設けること。

2 高さが十メートルを超える盛土をする場合においては、当該盛土をした後の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する盛土をする場合においては、土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を行うことにより、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を下回することを確かめなければならない。

一 盛土をする土地の面積が三千平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの

二 盛土をする前の地盤面が水平面に対し二十度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが五メートル以上となるもの

三 盛土の高さが十メートルを超えるもの

(地盤の許容応力度)

第七条 令第九条第三項第二号(令第三十条第一項において準用する場合を含む。)の地盤の許容応力度は、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九十三条本文の方法の例により定めなければならない。

2 令第十条(令第三十条第一項において準用する場合を含む。)の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、前項の規定により定めた地盤の許容応力度が、当該擁壁の基礎地盤に必要とされる許容応力度を上回ることを確かめたものでなければならない。

3 令第十七条(令第三十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する擁壁を設置するときは、第一項の規定により定めた地盤の許容応力度が、当該擁壁の基礎地盤に必要とされる許容応力度を上回ることを確かめなければならない。

第八条 法第十二条第一項又は法第三十条第一項の規定による許可の申請時における構造計算においては、前条の規定にかかわらず、建築基準法施行令第九十三条ただし書の規定による数値を用いることができる。

2 法第十五条又は法第三十四条の規定により、前項の許可を受けたものとみなされる工事に係る構造計算においては、前条の規定にかかわらず、建築基準法施行令第九十三条ただし書の規定による数値を用いることができる。

3 前二項に規定する方法により構造計算を行った場合においては、当該許可に係る工事に着手した後、前条第一項の規定により地盤の許容応力度を定め、その結果が当該数値を上回ることを確かめなければならない。

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第九条 第六条第三項各号に掲げる盛土又は高さが十メートルを超える切土をした土地の部分に生ずる崖面に設置する鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一 土圧、水圧、自重及び地震力による荷重（以下この条において「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの短期許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの終局耐力を超えないことを確かめること。

三 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメント以下であることを確かめること。

四 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力以下であることを確かめること。

五 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の極限支持力度を超えないことを確かめること。

3 前項の構造計算に必要な数値は、令第九条第三項（令第三十条第一項において準用する場合を含む。）に定めるほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 前項第一号の構造計算 設計水平震度 $\circ \cdot 二〇$ 以上

二 前項第二号から第五号までの構造計算 設計水平震度 $\circ \cdot 二五$ 以上

(任意に設置する擁壁の構造)

第十条 法第十二条第一項若しくは法第十六条第一項の許可（法第十五条又は法第三十四条の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを含む。）に係る宅地造成に関する工事又は法第三十条第一項若しくは法第三十五条第一項の許可（法第三十四条又は法第三十五条第四項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを含む。）に係る特定盛土等に関する工事により設置する擁壁で高さ二メートル以下の崖面に設置するもの（令第八条第一項第一号（令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により設置されるものを除く。）は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造若しくは間知石練積み造その他の練積み造又は令第十七条に規定する擁壁（令第三十条第一項において準用する場合を含む。）としなければならない。ただし、災害の発生のおそれがないと認められるときは、この限りでない。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第十一条 第六条第三項各号に掲げる盛土又は高さが十メートルを超える切土について、令第十七条（令第三十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する擁壁を設置するときは、中規模地震動（設計水平震度が $\circ \cdot 二〇$ 相当の地震動をいう。）及び大規模地震動（設計水平震度が $\circ \cdot 二五$ 相当の地震動をいう。）に対応した擁壁としなければならない。

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第十二条 令第十九条第二項（令第三十条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、令第十九条第二項に規定する主務省令で定める措置のうち、規則第三十四条第一項第二号の措置による場合には、適用しないものとする。

(擁壁等の設置の緩和)

第十三条 盛土又は切土をした土地の部分に生ずる崖面について、その崖の一部が河川、池、沼等の水面又は農地、採草放牧地、森林等に接する場合において、災害の防止上支障がないと認められるときは、令第八条（令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による擁壁又は令第十四条（令第三十条第一項において準用する場

合を含む。)の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次に掲げるいずれかの工法により措置することができる。

- 一 石積み工
- 二 編柵(しがら)工、筋工又は積苗工
- 三 前二号に掲げるもののほか、災害の防止上適当と認められる工法

#### 第四章 特定工程

(特定工程の通知)

第十四条 条例第四条第二項の規定による通知は、特定工程通知書(別記第一号様式)により行うものとする。

(特定工程の指定の通知)

第十五条 条例第四条第五項の規定による通知は、特定工程指定通知書(別記第二号様式)により行うものとする。

#### 第五章 雑則

(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請等の添付書類)

第十六条 規則第七条第一項第十二号及び規則第六十三条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として知事が別に定めるもの
- 二 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として知事が別に定めるもの
- 三 排水施設の設計に係る書類

四 土地の求積図

五 擁壁の展開図

2 規則第七条第二項第十号及び規則第六十三条第二項第二号の規則で定める書類は、前項第一号、第二号及び第四号に掲げるものとする。

3 規則第五十八条第一項第二号の規則で定める書類は、第一項第四号及び第五号に掲げるものとする。

4 規則第五十八条第二項第二号の規則で定める書類は、第一項第四号に掲げるものとする。

(工事着手届)

第十七条 法第十二条第一項又は法第三十条第一項の規定による許可(法第十五条又は法第三十四条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。)を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、次に掲げる書類を添えて、速やかに工事着手届(別記第三号様式)を知事に提出するものとする。

一 法第四十九条の規定により工事主が掲げる標識の設置状況を明らかにする写真

二 防災計画平面図

三 工事の工程を示す書類

四 緊急時における連絡方法

2 前項の規定にかかわらず、法第十五条第二項又は法第三十四条第二項の規定により、前項の許可を受けたものとみなされる工事にあつては、都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則(昭和四十五年東京都規則第百五十三号)第六条の工事着手届出書に前項各号に掲げる書類を添付して提出することにより、前項の工事着手届の提出に代えることができる。

(工事の廃止)

第十八条 法第十二条第一項又は法第三十条第一項の規定による許可(法第十五条第一項又は法第三十四条第一項の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。)を受けた者は、当該許可に係る工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るものとする。

(定期の報告)

第十九条 法第十九条第一項及び法第三十八条第一項の規定による報告は、定期報告書(別記第四号様式)により行うものとする。

(身分証明書の様式)

第二十条 法第七条第一項(法第二十四条第二項及び法第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、別記第五号様式による。

(監督処分の公表)

第二十一条 条例第六条の規定による公表は、インターネットの利用その他の広く都民に周知する方法により行うものとする。

2 条例第六条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 監督処分に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の場所
- 二 監督処分の原因となった行為の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

#### 附 則

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。)附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第八条第一項本文の許可(経過措置期間(改正法附則第二条第一項に規定する経過措置期間をいう。以下同じ。)の経過前にされた都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を含む。)を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

## 18.3 大田区宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

### 大田区宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年東京都規則第152号）に基づき、区が処理することとされた宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年東京都条例第36号。以下「都条例」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和6年東京都規則第81号）の施行に関し必要な事項について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、令、省令及び都条例で使用する用語の例による。

(申請書等の提出部数)

第3条 法、省令、都条例及びこの規則に規定する次に掲げる書類の提出部数は、正本1部副本1部とする。ただし、第5号若しくは第9号又は第11号から第16号までに掲げる書類の提出部数は、正本1部とする。

- (1) 省令第7条第1項又は第2項に規定する申請書
- (2) 省令第37条第1項又は第2項に規定する申請書
- (3) 次条第4項に規定する軽微な変更の届出書
- (4) 第6条第1項に規定する協議申出書又は変更協議申出書
- (5) 第7条に規定する工事着手届出書
- (6) 第8条に規定する許可申請の取下届出書
- (7) 第9条に規定する工事の廃止届出書
- (8) 第10条に規定する申請書類修正申告書
- (9) 第11条に規定する定期報告書
- (10) 第15条に規定する適合証明書交付申請書
- (11) 省令第40条に規定する完了検査申請書
- (12) 省令第43条に規定する確認申請書
- (13) 省令第46条に規定する中間検査申請書
- (14) 省令第52条第1項又は第3項に規定する届出書
- (15) 省令第55条に規定する届出書
- (16) 省令第56条に規定する届出書

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認める場合は、同項に規定する部数を超えて書類の提出を求めることができる。

(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請等の様式及び添付書類)

第4条 省令第7条第1項第11号又は同条第2項第9号に規定する法第11条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類は、周知措置報告書（別記第1号様式）とする。

2 省令第7条第1項第12号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として区長が別に定めるもの
- (2) 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として区長が別に定めるもの
- (3) 排水施設の設計に係る書類
- (4) 土地の求積図
- (5) 擁壁の展開図
- (6) その他区長が必要と認める書類

3 省令第7条第2項第10号の規則で定める書類は、前項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げるものとする。

4 法第16条第1項ただし書に規定する軽微な変更の届出を行おうとする者は、軽微な変更の届出書（別記第2号様式）に区長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（同意証明書の様式等）

第5条 省令第7条第1項第10号又は同条第2項第8号に規定する法第12条第2項第4号の全ての同意を得たことを証する書類は、同意証明書（別記第3号様式）とする。

2 前項の同意証明書には、同意者が本人であることを確認するに足りる書類を添付しなければならない。

（国の機関又は都道府県等との協議）

第6条 法第15条第1項の規定による協議は宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（別記第4号様式）又は土石の堆積に関する工事の協議申出書（別記第5号様式）を、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議は宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（別記第6号様式）又は土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（別記第7号様式）を区長に提出して行うものとする。

2 前項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書又は土石の堆積に関する工事の協議申出書には省令第7条に規定する書類を、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書又は土石の堆積に関する工事の変更協議申出書には当該書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

3 区長は、第1項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書、土石の堆積に関する工事の協議申出書、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書又は土石の堆積に関する工事の変更協議申出書の内容を調査し、適当と認めるときは、同意通知書（別記第8号様式）又は変更同意通知書（別記第9号様式）によって通知するものとする。

（工事着手の届出）

第7条 法第12条第1項の規定による許可（法第15条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、次に掲げる書類を添付し、速やかに工事着手届出書（別記第10号様式）を区長に提出するものとする。

（1）法第49条の規定により工事主が掲げる標識の設置状況を明らかにする写真

（2）防災計画平面図

（3）工事の工程を示す書類

（4）緊急時における連絡方法

2 前項の規定にかかわらず、法第15条第2項の規定により前項の許可を受けたものとみなされる工事にあつては、大田区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行規則（平成17年規則第118号）第6条に規定する工事着手届出書に同項各号に掲げる書類を添付して提出することにより、同項の工事着手届出書の提出に代えることができる。

（許可申請の取下げ）

第8条 省令第7条の規定により申請書を提出した者が、区長が許可する前に当該申請を取り下げようとするときは、遅滞なく許可申請の取下届出書（別記第11号様式）により区長に届け出るものとする。

（工事の廃止）

第9条 法第12条第1項の規定による許可（法第15条第1項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを含む。）を受けた者が、当該許可に係る工事を廃止したときは、遅滞なく工事の廃止届出書（別記第12号様式）を区長に届け出るものとする。

（修正の申告）

第10条 省令第7条の規定により提出した書類等の修正の申告は、申請書類修正申告書（別記第13号様式）に、修正した申請書類等を添付して行うものとする。ただし、法第16条第1項又は第2項の規定に該当しないものに限る。

（定期の報告）

第11条 法第19条第1項の規定による報告は、定期報告書（別記第14号様式）により行うものとする。

(身分証明書の様式)

第12条 法第7条第1項(法第24条第2項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記第15号様式)とする。

(特定工程の通知)

第13条 都条例第4条第2項の規定による通知は、特定工程通知書(別記第16号様式)により行うものとする。

(特定工程の指定の通知)

第14条 都条例第4条第5項の規定による通知は、特定工程指定通知書(別記第17号様式)により行うものとする。

(法に適合していることを証する書面の交付の申請)

第15条 省令第88条の規定による書面の交付の申請は、適合証明書交付申請書(別記第18号様式)により行うものとする。

付 則

この規則は、令和6年7月31日から施行する。